

令和6年第1回久万高原町議会定例会

令和6年3月6日

○議事日程

令和6年3月6日午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 報告第1号 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分の報告について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について |
| 日程第3 | 議案第1号 | 久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例に関する専決処分について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 久万高原町職員の育児休業等に関する条例及び久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 久万高原町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第10号 | 久万高原町給水条例及び久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第13 議案第11号 久万高原町結婚及び新生児誕生に関する祝金支給条例の廃止について
- 日程第14 議案第12号 令和5年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第15 議案第13号 令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第14号 令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第15号 令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第16号 令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第17号 令和6年度久万高原町一般会計予算
- 日程第20 議案第18号 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第21 議案第19号 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第22 議案第20号 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第21号 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第22号 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算
- 日程第25 議案第23号 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第26 議案第24号 令和6年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計予算
- 日程第27 議案第25号 令和6年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第28 議案第26号 令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第29 議案第27号 令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第30 議案第28号 令和6年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第29号 おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第30号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について
- 日程第33 議案第31号 久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について
- 日程第34 議案第32号 柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について

- 日程第35 議案第33号 久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第34号 久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について
- 日程第37 議案第35号 久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第36号 久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第37号 久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第38号 久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第39号 久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第40号 西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第41号 柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第42号 久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第43号 農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第44号 林業研修センターの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第45号 久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第46号 久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について
- 日程第49 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第50 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第51 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 熊代祐己 | 2番 | 高橋末廣 |
| 3番 | 光田優 | 4番 | 田村昭子 |
| 5番 | 瀧野志 | 6番 | 西山清一 |
| 7番 | 阪本雅彦 | 8番 | 大原貴明 |
| 9番 | 高橋誠 | 10番 | 大野良子 |

11番 森 博

12番 岡 部 史 夫

13番 玉 井 春 鬼

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 町 長 | 河 野 忠 康 | 副 町 長 | 佐 藤 理 昭 |
| 教 育 長 | 小 野 敏 信 | 総 務 課 長 | 木 下 勝 也 |
| 住 民 課 長 | 沖 中 敬 史 | 保 健 福 祉 課 長 | 西 森 建 次 |
| 環 境 整 備 課 長 | 辻 本 元 一 | ふ る さ と 創 生 課 長 | 渡 部 定 明 |
| 建 設 課 長 | 猪 上 浩 明 | 林 業 戦 略 課 長 | 小 野 哲 也 |
| ま ち づ くり 営 業 課 長 | 高 木 勉 | 農 業 戦 略 課 長 | 菅 和 幸 |
| 会 計 管 理 者 | 藤 岡 和 雄 | 病 院 事 業 等 統 括 事 務 長 | 西 村 哲 也 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 長 | 中 川 茂 俊 | 消 防 本 部 消 防 長 | 大 野 秋 義 |
| 代 表 監 査 委 員 | 菅 洋 志 | | |

○議会事務局

事 務 局 長 篠 崎 慶 太

事務局 (朝 礼)

議 長 本日の出席議員は13名です。
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1、報告第1号「損害賠償に係る和解及び損害賠償額の専決処分
の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき報告

議 長 報告は終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 前回の専門委員会でも申し上げましたが、久万高原町は県下一広い面積を持
っておりますが、町道の延長も結構長いというふうに思います。人手不足も始
まるし、これからは、町道においては、入口、出口双方に、町道全て管理不十
分、また災害などによって、いろんな補修箇所がある。通行する際には、十分
注意をして通行してください。またそのほかの文言を書けるのであれば書いて、
それからあと、全てそういった事故を補償するじゃのいうことは、不可能じゃ
と私は思います。その辺については、どういうふうな考えを持っておいでるか、
お聞きをします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

議員の言われますとおり、なかなか道路管理、大変な状況でございます。

今、いただきました御意見については、前回の委員会でも御提案いただいたと思います。今後、どうしていくかは、理事者とまた協議をしていきたいと考えております。

以上です。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

議 長 日程第2、報告第2号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき報告

議 長 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
以上で、報告第2号を終わります。

議 長 日程第3、議案第1号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例に
関する専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき報告

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
したがって、議案第1号「久万高原町手数料徴収条例の一部を改正する条例に関する専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第4、議案第2号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（木下総務課長を指名）

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第2号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算（専決第4号）の専決処分について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長 日程第5、議案第3号「令和6年度久万高原町機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第6、議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第7、議案第5号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例及び久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号「久万高原町職員の育児休業等に関する条例及び久万高原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第8、議案第6号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第6号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号「久万高原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第9、議案第7号「久万高原町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第7号「久万高原町文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第10、議案第8号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第11、議案第9号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(猪上建設課長を指名)

猪上課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(森 博議員を指名)

森 議員 今回は、久万地区の明神住宅と、美川地区の東川団地、2カ所の解体に伴う条例からの削除でございますが、町営住宅等長寿命化計画では、これらのほかにも、用途廃止予定の団地が多くございます。これらも随時解体を進めるのでしょうか、お聞きいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質疑にお答えいたします。

国の公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づきまして、令和２年度に、久万高原町町営住宅等長寿命化計画の見直しを行い、現在、令和１２年度までの町営住宅の整備目標を掲げているところです。

今後の町営住宅の解体については、現在も入居されている方がおられますので、現在の入居者を考慮しながら、計画的に進めていきたいと考えております。以上です。

議 長 (森 博議員を指名)

森 課長 一応、解体については、おられる方が退去してからの随時解体ということでございましたが。

続きまして、長寿命化計画の中に、新開住宅、新春日台住宅など、建替予定団地がございます。

こういった建替予定団地の建て替えはどのように進めていくのでしょうか、お聞きいたします。

特に、新春日台住宅につきましては、道の駅が隣接する町中心部に位置をしておりまして、広い敷地も有しております。

このため、住宅の解体後、建替方法を工夫することにより、移住者や、若者世帯の定住も期待ができます。

用途変更が可能であれば、他の施設への利用も考えられると思います。町の見解をお聞きいたします。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 森議員の質疑にお答えいたします。

長寿命化計画では、東明神の新開住宅は、令和１２年から１３年、入野の新

春日台住宅1・2・3団地につきましては、令和8年から11年の予定をしております。

今後においては、地元説明会や建て替えに関する町営住宅検討委員会の開催や、建て替えに係る基本構想の策定など、具体的なスケジュール等を決定していく必要があると考えております。

また、森議員からの御提案についても、参考にさせていただきながら、今後の整備について研究していきたいと考えているところです。

以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号「久万高原町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第12、議案第10号「久万高原町給水条例及び久万高原町水道法施行
条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「久万高原町給水条例及び久万高原町水道法施行
条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第13、議案第11号「久万高原町結婚及び新生児誕生に関する祝金支給条例の廃止について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(瀧野 志委員を指名)

瀧野議員 直接この条例には関係ありませんが、町には多くの条例があるというふうに思います。

施行されて随分長くたっている条例もあります。

この問題については、早く見直す必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、このことについてどういうお考えか、お聞きをします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

町の条例、一番上のルールといいますか、規則ということで、非常に重要なところでございます。

合併以前からも引き継いでおる条例もたくさんございますし、合併後、いろんな課題あれば、施策に対しての条例の新規制定も行ってございまして、非常に多くの条例がございます。

瀧野議員が言われますように、やはりその時代時代によって、条例の位置づ

けも変わってまいります。役割も変わってくるところございますので、多くの
条例、各課担当で見直しながら、改正すべきところ、あるいは廃止すべきと
ころ、そういったところは常にチェックをしながら運用していきたいというふう
に思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(瀧野 志委員を指名)

瀧野議員 質疑に対する答弁もいただきました。私は、賛成の立場で討論をしたいとい
うふうに思います。

答弁がありましたとおり、長期にわたるものもある。また、それと時代が、
多様化の時代を迎え、大きく変化をしておるというふうに思います。

この点については、改正であったり、廃止であったり、それなりの理由があ
ると思いますが、その点について答弁をいただいたとおり、改正その他につい
ては、早くやるべきだということであると思います。

以上で終わります。

議 長 その他、討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「久万高原町結婚及び新生児誕生に関する祝金支給条例の廃止について」は、原案のとおり可決しました。

議長 日程第14、議案第12号「令和5年度久万高原町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長 議案に基づき歳入・全般説明

議案に基づき歳出説明

(1款1項目)

(2款1項目)

(2款3項目)

(2款6項目)

(3款1項目)

(4款1項目)

(4款2項目)

(6款1項目)

(6款2項目)

(7款1項目)

(8款1項目)

(8款2項目)

(8款3項目)

(8 款 5 項 目)

(9 款 1 項 目)

(1 0 款 1 項 目)

(1 0 款 2 項 目)

(1 0 款 3 項 目)

(1 0 款 4 項 目)

(1 0 款 5 項 目)

(1 0 款 6 項 目)

(1 1 款 1 項 目)

(1 1 款 2 項 目)

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 歳入のほうをお聞きしたいと思います。

15 款の国庫支出金のところで、一般的に、地方創生推進交付金というものについては、自由度が高いもの、あるいは特定の枠の中での活用と、いろいろあろうと思うんですが、せっきくの推進交付金が使われず、余ったかどうか分かりませんが、177 万の減額となっております。これの主な理由について、御説明をお願いいたします。

議 長 暫時休憩をいたします。 (午前10時27分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き会議を行います。 (午前10時38分)

(木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。時間をいただきましてすみません、ありがとうございました。

詳細調べさせていただきましたけれども、地方創生推進交付金、国の補助金でございますけれども、177万円の減額というところで、内容につきましては、当初予定されました事業、特に委託料ですとか、そういったものが、実績に基づいて減額となったものということでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一般的に、最初に国のほうに申請する場合は、一応、概算で請求しますから、事業が確定した段階で、どうしても対象事業が減るという場合は、当然、想定されると思うんです。

ただ、以前から申し上げております、この町のDX、デジタル事業が非常に遅れているという中で、デジタルの田園都市国家構想推進交付金、それをお返しするということについては、十分な事業活動ができてないんじゃないかなど。取組ができてないから、こういうことになったのかなとも考えてみたりもするわけですけども。

DXの推進については、一丁目一番地ということ、常に、いつも副町長も言われておりますけれども、このあたりはしっかりやっていかないと、せっかくの交付金をお返しするということは、日頃からの、せっかくいただいた交付金を有効に活用しましょうということ、担当部署、あるいは全職員に対して、指導すべきじゃないですか。副町長。

議長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

岡部議員が今回御質問されました、この地方創生推進交付金と申しますのは、

デジタル構想の国の補助金でございまして、これはいろいろある補助金の中でも、特に町が、総合戦略の中に位置づけてやっていく事業に対しての補助事業ということで、町の積極性といいますか、自主性が問われる、非常に重要な補助事業ということで認識しております。

今回、事業の実績によりまして減額になりましたけれども、岡部議員が言われるように、やはりこの事業を有効に、有意義に使っていくというところは、担当課だけではなくて、役場のいろんなところでの総合戦略の推進に当たっては、いろんな事業ございますので、その中で積極的にこれを活用していく。特に、厳しい財政状況の中ではなおさらでございますので、そのあたりは、職員、しっかりその意識は共有していきたいというふうに思いますし、私のほうからも、今後、そういうことで指示をしていきたいというふうに思います。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 やはり今後、しっかりと対応してまいりますというのは、いつでも聞く言葉なんですけれども。いかに活用する、できるだけ事前の準備、あるいはそれなりの専門的な知見、そして役場だけでこたわんのであれば、専門の業者さん、民間のノウハウもお借りしてやらないと、5年たっても10年たっても、これできないと思いますよ。

だから、基本的な考え方を、もう一遍クリーニングして、考え方を新たにしてい進めていかないと、次の当初予算にも、同様に関係してくることでございまして、改めて、今後こういうことがないようにするという決意を述べていただけませんか。副町長。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいというふうに思います。

現在、地方創生推進交付金にいたしましても、いろんな国の補助事業のメニューというのは、ある意味、地域の自治体の知恵比べのような、やっぱりそういったところで、自治体の自主性、積極性を出していくところが、非常に大事

だというふうに思っております。

そういう意味では、この補助事業を活用するかどうかというところで、そういう考え方は、今後の自治体の将来に向けても、やはり自治体間の格差といたしますか、そういったところにも影響してくるというところは、非常に重要に考えております。

そういう意識を、役場全体として持つ必要があろうと思いますし、全体に支持していくための、中核となる部署はどこになるのか、そのあたりもはっきりさせた上で、進めていきたいというふうに思います。

町全体のこういった事業を、どう組み立てていくのかというところが、今後、必要になってきますので、職員だけでは、どうしても足りない部分というのは、当然ございますので、専門性のところからもありますので、そういったところは、積極的に職員外の人材、あるいは民間のあたりともしっかりと、そういったところのリサーチをしながら進めていきたいというふうに思っております。

議長 ほかにありませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員 地域おこし協力隊員事業費を減額しますというのが、2, 182万という大きなお金だと思うんですけども、協力隊についての費用というのは、国から出ていると思うんですが、これだけの減額をしなければならなかった要因は、何だったんでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 田村議員の質疑にお答えいたします。

地域おこし協力隊員の関係、費用の減額でございますけれども、これにつきましては、当初、任用を見越しておりました人数で募集を行いましたけれども、それに対して応募が少なく、また、採用も当初予定よりは少なかったというところで、人件費関係の減額が主となっておりますのでございます。

以上です。

議長 (田村昭子議員を指名)

田村議員 募集がなかったというお話だったんですけども、全国的にも、この取組はしていることだと思うんですけども、募集をしても応募がなかったということは、久万高原町での仕事に興味がなかったというか、魅力を感じられなかったということかなということも、ふと考えました。

そして、地域おこし協力隊が、そういうふうな現状ということでしたら、今の協力隊の現状、どの程度の人が久万高原町で協力隊員として活動しているのか、どういう方面で活動しているのか。そしてまた、期間を終えてから、町内に残って活動していこうという人がどのくらいおるのか、教えてください。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 田村議員の質疑にお答えします。

令和4年度、公募しても募集がなかったというところがございます。そういったところで、募集がなかったというところで、採用に至らなかったというところで、今回、大きな減額となりました。

令和5年度当初、5名の隊員が活動しておりましたけれども、現在この5名の中の3名が退任しておりますので、現在、2名の隊員が、町内で活動しております。

また、この退任いたしました3名につきましても、町内で就業、または事業継続をしておるといような状況になっております。

また、そういった町内で募集がなかったというところも、やはり町のほうの活動内容、そういったところに魅力がなかったということで、令和5年度はそういった各課の協力隊の募集要項をしっかりと見直して、魅力のあるような業務等の抽出をさせていただいて、募集をしておるところでございます。

令和5年度つきましては、そういった内容を、職員の研修等をいたしまして、8名の応募がございました。そういった中で採用をしております。

以上でございます。

議長 (田村昭子議員を指名)

田村議員 来年度は8名の応募があったということで、これはいいことだなと思うんですけども、今後も応募を増やそうと思ったら、やっぱり、協力隊として、久万高原町へ行って、こういう方面で活動しようとかいう、そういう思いがある人が来ると思うので、そこらあたりも今後検討して、協力隊員をある程度、2名というのは、非常に少ないと思うので、増やしていただけたらと思います。

以上です。

議長 (渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 田村議員の質疑にお答えします。

先ほどございましたように、やはり久万高原町に興味を持つ、魅力を持って入っていただくということが、非常に大切かと思えます。

そういったところで、ミスマッチ等もなくすように、そういったお試し協力隊制度というのを活用して、しっかりと久万高原町の魅力をアピールしながら、募集活動に努めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 ほかにありませんか。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 19ページ、8款土木費の中で、総務課長が読み上げられました黒丸のところの、社会資本整備総合交付金事業について、お聞きをします。

私の地区の町道、以前にも大きなため池が崩壊したら困る。そういったことで調査があり、地域には小学校、高校があります。また、町道沿いには、障害

者の施設が二つ、介護施設が二つ、非常に高齢者の多い地域ということで、事業採択がされて、もう随分かかります。

この道路は、救急車が入れない。消防車が入れない。緊急事態が起きたときの処理ができていないということで、事業採択されたんだというふうに思っております。

ここで見ますと、予算が減額をされております。なぜ、今日までたっても、その事業が完成しないのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

今回の1億1,300万円の減額ですが、理由といたしましては、国に対する予算要求額に対しまして、交付決定額が下回ったものでございます。

この下回った部分につきましては、愛媛県のほうに、町道改良工事の予算要求を、現在行っております。また、令和6年度の当初予算のほうにも、計上をしているところです。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 最近、独居の方であったり、御夫婦であったり、全国で火災による死亡者、多数出ているというふうに思います。

町長はやはり、弱い立場の人を何とかというのが、公約の中にも書いていましたが、町長においても、このことについては、十分理解をされておると思います。

こういった地区、この事業について、事業実施については、町長はどう思われておるのか、お聞きをします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長

瀧野議員おっしゃられたように、防災の面から、あるいは緊急輸送、例えば救急車が入れなかったりする地区、町内にもまだまだございます。

その中で、特に優先度の高い野尻線については、計画を立てて、エリアの、今、収納、あるいは除却も必要になってきます。民家があるものですから、その辺りがスムーズに行えてないところもあるんでありましようけれども、建設課の方で、そのあたりは積極的に行っているふうに、私は理解もしておりますし、また、今、課長からありましたように、県、国のほうの認める金額が少なかったということでございますから、このあたりはしっかりと、さらに建設課のほう、担当課を通じて、県、国にしっかりと要望も出していかないといけないと、そのように思っております。

総じて、とにかく遅れている、先ほど申し上げました、救急車、あるいは消防車がたちどころに入れられない地区がございますから、私はそのことは、いつも頭に描いているつもりでございますし、さらに言えば、いわゆる国道につきましても、その高速道路に準じた計画が、久万高原町ございますけど、この計画もまだ消えてはないわけでございますけど、今の国の財政状況を見ていると、たちどころには、だんだん難しくなっているのかなというふうには思いますが、この町道含めて、今後、街の社会資本整備はしっかりと、今後におきましてもアピールをしてまいりたいと思います。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

今の答弁をお聞きをしますと、町長さんもそれなりに努力はしていただいておりますというのは、確認をさせていただきましたが、先ほど申し上げましたように、池がある。池は、ずいぶん上には、二つまだ池があるんですね。そうすると、この昼間に、南海東南海地震が、30年以内に70%、80%の確率で起こるよ。これは、そのところが一番大事なんかなというふうに思うんですね。

それと、若い人らが、やっぱり新しい家を五、六軒建てるといえる。そこには必ず子供さんがおいでる。緊急性を要すると、私は思うんですね。

何年間か、この問題はいろいろあったけど、公の場で質疑したことはありません。やはり緊急性があるものについては、採択されたということは、十分、

緊急性があるんだから、早くしなさいという事業であると、私は思うんです。

これがいつまでたってもできないというところが、大きな問題だと思いますね。

この点、はっきり言うて、町長がその気になったら、昨日今日のいろんな御意見いただいておったら、できるような気がするんですが、一段と町長、力を入れるべきだと思いますが、どうですか。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 私も、ここの道の進捗状況、その他もそうですけど、いつも情報が入ってきますから、進捗状況というのは気にしているつもりでございますし、さっきも申し上げましたように、収納、それから除却、いつも建設課のほうから、私の決裁が入ってきておりますから、その都度、確認もいたしているところでございます。

進捗率が悪いというお話でございますが、そのあたりは先ほど申し上げましたようなところで、十分に認識もしておりますから、さらにそのあたり、しっかりと気をつけながら、早くこのことが進めるように、努力してまいりたいと思います。

議 長 ほかにありませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 コロナの関係を、ちょっとお聞きいたします。

衛生費のほうで、コロナ関係、今年度末をもって、様々な給付が終了すると思います。その終了することによって、4月1日以降、コロナにかかった場合どうなるのか、そういったところについて、今までにどのような広報活動、町民にお示ししているのか。そのあたりも含めて、お聞きをしたいと思います。

いわゆる個人の負担がどうなるのかというところについて、概要について、簡単に御説明をいただければと思います。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

コロナにつきましては、5類に移行されておまして、今のところ、5類と
いいましたら、インフルエンザ同等の形で対応している状況になります。

今後、今年度3月いっぱい、接種費用は無料になりますが、3月以降、4
月からは、有料になってきます。その金額については、まだ決定されませんが、
今後において、決定され次第、またインフルエンザ同様の形で、何らかの補助
が必要になってくるのではないかと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 国保関係者の多いこの町でございますし、4月1日以降、個人の御負担がど
うなるのかという、後の国民健康保険の関係でお聞きしてもいいんですけど
も、関連があるので、ぜひそのあたり、もし答弁できるようでしたら、4月1
日以降の負担についてもお聞かせをいただきたいと思います。

接種だけではなくて、ほかの負担です。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

コロナワクチンの費用等も、まだ金額等も確定しておりませんので、確定次
第、また理事者とも相談しながら、今後の対応をさせていただいたらと思いま
す。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。
お諮りします。
本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第12号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第15、議案第13号「令和5年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした

いと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 日程第16、議案第14号「令和5年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第17、議案第15号「令和5年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

（渡部ふるさと創生課長を指名）

渡部課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第18、議案第16号「令和5年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、町立病院の増額補正という説明を受けました

このことからして、令和5年度の病院事業収益的収支見込みにおける医業損益、経常利益、純利益、それぞれについてお聞きをしたいと思います。

また入院収益における一般病床、地域包括ケア病床、それらの平均稼働率も、併せてお聞きをしたいと思います。

議長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

1点目の、令和5年度の病院事業収益におきます収入の見込みでございますが、現段階での見込みでございます、医業損益で約3億2,000万の赤字。経常利益で約1億円程度の赤字。純利益におきましても、1億円程度の赤字と見込んでおります。

今年度、収益を上げようと努力してまいりましたが、収益が上がってないのは、まだまだ努力不足かなというふうに反省をしておる状態でございます。

次に、一般病床、地域包括ケア病床の平均の稼働率ですが、こちらも、現段階での見込み数字でございますが、一般病床が約60%、地域包括ケア病床が約65%の稼働率と見込んでおります。

以上で説明を終わります。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨年から病床数を60床に減少をされた病院経営が行われておりますが、医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するとする、地域医療構想調整会議等に関する財政支援策の存在がありますが、この支援事業を検討し、活用されていると思いますけれども、その活用内容をお聞きいたします。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。
今現在、国及び県と協議を行っている最中でございます。
以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ぜひとも、新たな収入になればいいのかなというふうに考えます。
人口減少が続いている町の現状は、医療ニーズを変化させるとともに、効率的な医療資源の維持が難しくなってきますが、今後における町立病院の医療資源を維持すべき体制の在り方をお聞きをしたいと思います。
また、医師の働き方改革で、今後において、町立病院に対する医師の派遣が難しくなることはないのか、このことについてもお伺いをしたいと思います。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。
医療資源とは、私が考えますのに、「ヒト・モノ・カネ」だと思っております。町立病院において、人すなわち医師、看護師等の人材を確保し、確保した

人材の労働環境の改善ですとか、モチベーションを高める取組が、まず必要かなというふうに考えております。

次に、病院における「モノ」ですが、この「モノ」につきましては、病院の設備、また施設等になります。病院の設備の近代化と、施設の整備を行っていくということが、効率的な治療と診断を行うものにつながるというふうに考えております。

人の確保や、物を整備を行うには、金がかかります。病院の経営状況、先ほど説明をさせていただいた状況でございますが、現在の町立病院の経営状況では、厳しいものがございますので、今後は経営状況の立て直しが必要というふうに感じております。

今後、町立病院では、松山中心部の高度急性期、及び急性期病院との連携を強化しまして、町内での包括ケアシステムの推進を行いながら、求められる診療体制や、病院体制の維持に努めるとともに、回復機能、いわゆる地域包括ケアシステムを具現化することによりまして、病院の経営の強化を図っていく必要があるというふうに、分析をしております。

また、久万高原町の人口推移や患者様の流出入の状況、他の医療機関との連携体制の構築等を踏まえた診療機能の見直しや、適切な病床数の検討が、今後必要かというふうに考えております。

また、医師の働き方改革の関係でございますが、派遣により、町立病院で勤務する非常勤の医師につきましては、医師の所属する病院の労働時間が加算されるようになります。医師の所属する病院の状況により、派遣が困難な場合も、今後は考えられるおそれがございます。

以上でございます。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 きめ細やかな説明をいただきました。

今後における町立病院の運営計画において、昨日の一般質問の関連答弁においても、町長のほうから、病院経営は二、三年後には黒字の方向に向かうことが期待できると、そのような説明もされました。

医療は町のインフラともいわれている中、現状の「ヒト・モノ」の医療資源をほぼ変えずに、経営改善の見通しがついたことに安堵をいたしておりますが、仮に、パンドラの箱を開けたようなことになれば、いささか心配な面もあるかと考えます。

しかしながら、経営改善は、様々な角度から検討された上での合理的判断であると受け止めますが、継続して、安定した運営を行っていくためにも、この合理的判断の支えになっている根拠について、改めて、概要について簡単に御説明をいただければと思います。

議 長 (西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 岡部議員の質疑にお答えします。

町立病院は、町内で唯一の公立病院としまして、地域住民の生命と健康を守るため、永続的に医療提供体制を維持することが必要であるというふうにご考えておりますし、今年度、経営強化プランを作成する過程におきまして、コンサルティング会社によりまして、過去の経営状況分析を行うことができました。

その分析によりまして、材料費等において、実現可能な削減金額や、経営強化に向けて、現実的な改善シナリオが見えてきたところでございます。

経営を強化するためには、病床の稼働率の向上や、職員一人一人が生産性を向上させる必要がございます。小さな金額の増収でも、病院全体でかき集めれば大きな金額になるかと思っております。そういった大きな金額になることによって、目標の収益向上につながるものというふうにご考えております。

当院での患者層を考えてみますと、緊急性の高い、急性期の患者層より、在宅復帰に向けたリハビリテーションを必要とする患者層が多いのが現状でございます。今後におきましては、松山市中心の大きな病院と連携して、地域包括ケアシステムを具現化することで、病院における経営強化を図っていきたいというふうにご考えておりますし、また、医療体制をそのように維持していこうと

いうふうに考えております。

令和6年度からの病院の経営におきましては、経営強化プランを今年度中に作成しまして、その経営強化プランの収支状況を実現させるため、職員が一丸となって取り組まないといけないというふうに考えておりますが、このプランの目標数値も、一朝一夕にできることではございませんので、みんなで頑張ってお組、成し得たいというふうに思っておりますし、私も尽力をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第19、議案第17号「令和6年度久万高原町一般会計予算」を議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

(木下総務課長を指名)

木下課長

議案第17号「令和6年度高原町一般会計予算」

令和6年度久万高原町の一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億121万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は10億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した報酬、給料、職員手当等、及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和6年3月5日提出 久万高原町長。

1ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

1款1項町民税、2億7,415万3,000円。2項固定資産税、5億1,254万7,000円。3項軽自動車税、3,765万7,000円。4項町たばこ税、4,320万円。5項入湯税、45万円。

2款1項地方揮発油譲与税、1,900万円。2項自動車重量譲与税、6,000万円。3項森林環境譲与税、2億3,788万6,000円。

3款1項利子割交付金、55万円。

4款1項配当割交付金、300万円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、250万円。

6款1項法人事業税交付金、800万円。

7款1項地方消費税交付金、1億8,300万円。

2ページです。

8款1項ゴルフ場利用税交付金、1,500万円。

9款1項環境性能割交付金、700万円。

10款1項地方特例交付金、180万円。

11款1項地方交付税、45億円。

12款1項交通安全対策特別交付金、100万円。

13款1項分担金、588万円。2項負担金、2,915万8,000円。

14款1項使用料、1億2,328万6,000円。2項手数料、3,767万1,000円。

15款1項国庫負担金、3億1,931万2,000円。2項国庫補助金、3億4,929万6,000円。3項委託金、172万1,000円。

3ページでございます。

16款1項県負担金、2億2,027万円。2項県補助金、2億9,795万7,000円。3項委託金、1,566万8,000円。

17款1項財産運用収入、2,396万3,000円。2項財産売払収入、310万円。

18款1項寄附金、5,400万円。

19款1項特別会計繰入金、274万8,000円。2項基金繰入金、7億1,444万6,000円。

20款1項繰越金、1億円。

21款1項延滞金加算金及び過料、6万2,000円。2項町預金利子、2万円。3項貸付金元利収入、1,879万8,000円。4項雑入、1億330万7,000円。5項受託収入、1,701万円。

4ページでございます。

22款1項町債、5億5,680万円。

歳入合計、89億121万6,000円。

続きまして、5ページの歳出です。

1款1項議会費、6,927万8,000円。

2款1項総務管理費、12億807万8,000円。2項徴税费、6,523万4,000円。3項戸籍住民基本台帳費、5,738万円。4項選挙費、2,159万6,000円。5項統計調査費、311万3,000円。6項監

査委員費、125万4,000円。

3款1項社会福祉費、16億8,665万3,000円。2項児童福祉費、2億7,414万1,000円。3項災害救助費、24万円。

4款1項保健衛生費、8億4,235万4,000円。2項清掃費、2億6,137万9,000円。

6款1項農業費、5億574万円。2項林業費、5億8,606万2,000円。

6ページです。

7款1項商工費、2億3,948万9,000円。

8款1項土木管理費、5,670万8,000円。2項道路橋梁費、4億8,263万3,000円。3項河川費、1,221万円。4項都市計画費、1億164万2,000円。5項住宅費、7,960万6,000円。

9款1項消防費、4億4,317万9,000円。

10款1項教育総務費、1億5,324万1,000円。2項小学校費、1億7,897万1,000円。3項中学校費、8,461万9,000円。4項幼稚園費、1億6,519万2,000円。5項社会教育費、1億5,468万7,000円。6項保健体育費、1億7,542万2,000円。

11款1項農林水産施設災害復旧費、550万円。2項公共土木施設災害復旧費、4,000万円。

7ページです。

12款1項公債費、9億3,561万5,000円。

14款1項予備費、1,000万円。

歳出合計、89億121万6,000円。

続いて、8ページを御覧ください。

第2表地方債。起債の目的、1、合併特例債、限度額、4,430万円。2、過疎対策事業債、3億9,610万円。3、辺地対策事業債、6,690万円。4、公営住宅建設事業債、3,210万円。5、災害復旧事業債、740万円。6、臨時財政対策債、1,000万円。合計、5億5,680万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、表のとおりでございます。

続いて、予算の主な内容について、説明いたします。

議案概要書の27ページからをお開きください。

多少長くなりますけれども、御了承をお願いいたします。

議案概要書の27ページでございます。

事業費の大きなもののみ説明させていただきます。

まず、歳出予算でございます。

1款1項1目議会費、6,927万8,000円。

2款1項1目一般管理費、5億5,348万7,000円。

2款1項2目文書広報費、423万6,000円。

2款1項3目財政管理費、3,000万6,000円で、財政調整基金等の基金を積立として、2,263万6,000円などとなっております。

2款1項4目会計管理費、200万円。

2款1項5目財産管理費、5,209万1,000円。

28ページです。

2款1項6目企画費、3,956万7,000円で、第2期総合戦略に基づく協働プラットフォーム構築事業に要する経費、1,743万7,000円などとなっております。

2款1項7目面河支所費、175万6,000円。

2款1項8目美川支所費、542万1,000円。

2款1項9目柳谷支所費、228万4,000円。

2款1項10目自治振興費、1億2,912万1,000円で、自治活動の推進に要する経費、1,200万1,000円。集落支援事業に要する費用3,251万8,000円。ふるさと納税に要する費用、2,678万円。

29ページでございます。

地域おこし協力隊員に要する費用、3,846万1,000円などとなっております。

2款1項11目です。電算処理費、6,247万1,000円で、基幹系パソコンの更新に要する経費、1,500万円などです。

2款1項12目交通安全対策費、948万9,000円。

2款1項13目防犯対策費、818万円。

2款1項14目生活路線バス費、5,876万5,000円で、柳谷代替バ

ス、久万落出代替バス運行業務委託料、2, 527万8, 000円。生活路線バス維持確保のための伊予鉄南予バスへの補助金、1, 904万4, 000円などです。

2款1項15目会館費、2, 982万6, 000円。

2款1項16目情報通信費、9, 108万3, 000円で、情報系パソコンの更新に要する経費、1, 380万円。市町業務標準化事業負担金、274万8, 000円などとなっております。

30ページ。

2款1項17目美術館費、3, 678万2, 000円。

2款1項18目山岳博物館費、3, 125万6, 000円。

2款1項19目天体観測館費、1, 225万6, 000円。

2款1項20目定住促進費、4, 759万4, 000円で、移住促進に係る住環境整備支援事業補助金、2, 140万円などです。

2款1項21目諸費、40万7, 000円。

2款2項1目税務総務費、4, 812万9, 000円。

2款2項2目賦課徴収費、1, 710万5, 000円。

31ページです。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、5, 738万円。

2款4項1目選挙管理委員会費、42万4, 000円。

2款4項2目選挙啓発費、4万7, 000円。

2款4項3目町長選挙費、1, 490万5, 000円。

2款4項4目町議会議員選挙費、622万円。

2款5項1目統計調査費、311万3, 000円。

2款6項1目監査委員費、125万4, 000円。

3款1項1目社会福祉総務費、3億4, 912万8, 000円で、民生児童委員の活動費など、1, 095万5, 000円。社会福祉協議会の事務局や、専門員に要する費用に対する補助金、9, 425万9, 000円。国民健康保険事業特別会計繰出金、9, 537万5, 000円などです。

3款1項2目高齢者福祉費、7億4, 526万6, 000円で、おもご高齢者生活支援ハウス管理に要する経費、1, 371万3, 000円。

高齢者緊急通報体制整備事業、配食サービス事業、外出支援サービス事業の業務委託料、1,135万5,000円。

75歳以上の高齢者移動支援事業に要する経費、1,920万4,000円。

町外の老人ホームへの老人保護措置費負担金、3,217万2,000円。

特別養護老人ホーム久万の里の償還金負担金、1,490万円。

介護保険事業特別会計繰出金、2億8,516万6,000円。

後期高齢者医療療養給付費負担金、1億8,344万3,000円。

後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金、8,747万4,000円。

老人保健施設事業会計繰出金、6,929万9,000円などです。

続いて、33ページです。

3款1項3目障害者福祉費、3億9,935万8,000円で、人工透析などの障害者自立支援医療費、1,400万4,000円。

重度心身障害者医療費助成金、4,500万円。

障害福祉サービス費、3億398万4,000円などです。

3款1項4目国民年金費、9万9,000円。

3款1項5目隣保館費、811万円。

3款1項6目人権啓発費、223万3,000円。

3款1項7目ささゆり荘総務費、1億8,245万9,000円。

3款2項1目児童福祉総務費、3,186万円で、18歳までの子ども医療費、34ページになります、1,893万2,000円などです。

3款2項2目児童措置費、6,944万円。

3款2項3目母子父子福祉費、459万円。

3款2項4目児童福祉施設費、1億6,825万1,000円で、放課後児童健全育成事業業務委託料、1,032万8,000円。地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,458万4,000円。教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3,827万9,000円など。

3款3項1目災害救助費、24万円。

4款1項1目保健衛生総務費、6億2,419万1,000円で、母子保健事業に要する経費、1,180万5,000円。

柳谷診療所診療業務負担金、2086万4,000円。

35ページになります。

簡易水道事業会計繰出金、3億368万8,000円。

下水道事業会計繰出金（浄化槽事業分）として、3,063万7,000円。

病院事業会計繰出金、2億2,973万4,000円など。

4款1項2目予防費、3,797万5,000円で、乳幼児や児童、高齢者等に対する予防接種に要する費用、3,593万5,000円などです。

4款1項3目環境衛生費、8,018万6,000円で、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の合意形成業務委託料、2,550万円などとなっております。

4款1項4目保健事業費、9,696万5,000円で、住民健診に要する費用、1,823万9,000円など。

4款1項5目保健センター運営管理費、303万7,000円。

4款2項1目清掃総務費、7,216万8,000円で、36ページになります。ごみやし尿の収集運搬業務委託料、4,490万7,000円などです。

4款2項2目塵芥処理費、1億34万円で、可燃ごみ、粗大ごみの処理業務委託料、5,796万8,000円などです。

4款2項3目し尿処理費、6,230万7,000円で、松山衛生e c oセンターまでのし尿等運搬業務委託料、2,482万円。

松山衛生事務組合負担金、2,680万円など。

4款2項4目資源ごみ収集処理費、2,656万4,000円。

6款1項1目農業委員会費、2,381万円。

6款1項2目農業総務費、6,653万2,000円。

6款1項3目農業振興費、2億3,132万6,000円で、37ページになります。公益社団法人久万高原農業公社負担金、2,345万5,000円。

有害鳥獣捕獲事業や、鳥獣被害防止総合対策事業等の補助金、2,989万5,000円。

久万農業公園研修生への研修補助金、1,416万円。

久万農業公園研修修了者が新規就農の際、農業機械、施設の整備のための農業機械施設整備補助金、2,000万円。

新規就農者育成総合対策補助金、2,812万5,000円。

中山間地域等直接支払交付金、4,695万円。

新規就農者農業用施設整備資金貸付金、1,800万円などとなっております。

6款1項4目畜産業費、1,318万2,000円。

6款1項5目農地費、1億7,089万円で、38ページです。県営農地整備事業負担金、3,150万円。

下水道事業会計繰出金、8,024万9,000円などです。

6款2項1目林業総務費、5,770万円。

6款2項2目林業振興費、3億1,885万円で、森林経営管理業務委託料、4,180万7,000円。

森林整備担い手確保育成対策事業補助金、4,529万4,000円。

39ページです。

美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、5,882万8,000円。

林業経営支援事業補助金、1,800万円。

美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、6,837万9,000円。

再造林下刈り事業補助金、1,588万4,000円。

木材加工流通施設整備事業補助金、1,800万円などです。

6款2項3目林業土木費、2億347万4,000円で、林道橋梁点検業務委託料、1,000万円。

林道の路面整備・崩土除去作業業務委託料、3,400万円。

西谷林道シロヤマ線開設工事費、1,500万円。

露峰林道トマリダキ線開設工事、1,500万円。

林道平サコ線姫鶴橋PCB対策工事、5,000万円。

西谷林道向山線改良工事費、2,000万円。

黒藤川県営森林基幹道長崎明神山線開設工事負担金、2,000万円。

林道管理事業補助金、1,348万1,000円などです。

続いて40ページ。

6款2項4目町有林事業費、603万8,000円。

7款1項1目商工総務費、1億3,701万3,000円で、魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、1,200万円。

中小企業振興資金預託金、1,600万円など。

7款1項2目観光費、1億247万6,000円。

41ページです。

8款1項1目土木総務費、5,670万8,000円。

8款2項1目道路橋梁総務費、2,975万9,000円。

8款2項2目道路維持費、1億2,236万円で、町道の路面整備等作業業務委託料、1,500万円。

町道蓑川線ほか13路線の舗装等修繕工事、2,050万円。

菅生地区公共残土処理場整備工事、1,000万円。

関門第1トンネルの補修工事、4,000万円など。

42ページです。

8款2項3目道路新設改良費、2億1,251万4,000円で、町道長崎信木線改築工事費、1,011万6,000円。

町道父二峰参川線改築工事費、3,000万円。

町道四国カルスト高原線改築工事、1,000万円。

町道野尻住宅線改築工事費、1,000万円。

町道上野尻線改良工事費、7,000万円。

町道槻仰西線改良工事費、2,000万円。

愛媛県道路改良事業負担金、3,486万円。

町道上野尻線の用地補償金、2,753万8,000円など。

8款2項4目橋りょう維持費、1億1,800万円で、長寿命化修繕計画更新業務委託料、1,800万円。

橋りょう点検の業務委託料、3,000万円。

町道橋りょう補修設計委託料、1,000万円。

橋りょう補修工事費、6,000万円などです。

8款3項1目河川総務費、1,221万円。

8款4項1目都市計画総務費、1億164万2,000円で、下水道事業会計繰出金（公共下水分）、9,690万3,000円など。

8款5項1目住宅管理費、7,960万6,000円で、住安住宅外壁等改修工事及び監理委託料など、4,775万1,000円などです。

9款1項1目常備消防費、3億4,245万4,000円。

9款1項2目非常備消防費、5,486万5,000円。

9款1項3目消防施設費、1,411万4,000円。

9款1項4目災害対策費、3,174万6,000円。

10款1項1目教育委員会費、164万7,000円。

10款1項2目事務局費、7,995万4,000円。

10款1項3目外国青年招致事業費、988万2,000円。

44ページです。

10款1項4目上浮穴高等学校振興費、6,175万8,000円で、上浮穴高等学校「星天寮」の運営経費、3,474万4,000円。上浮穴高等学校振興対策協議会への遠距離通学や、就学支援金などの補助金、2,461万円など。

10款2項1目小学校管理費、8,578万円。

10款2項2目小学校教育振興費、9,319万1,000円で、障害のある児童の学校生活支援に要する経費、1,923万8,000円。

教育用コンピューターのリースや学習用ソフトウェアの使用料、3,044万3,000円。

改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費、1,522万1,000円など。

10款3項1目中学校管理費、2,500万3,000円。

10款3項2目中学校教育振興費、5,144万5,000円で、教育用コンピューターのリース料や学習用ソフトウェアの使用料、1,559万3,000円。

改訂に伴う教師用教科書及び指導書の購入費、1,522万1,000円など。

10款3項3目寄宿舎費、817万1,000円。

10款4項1目幼稚園費、1億6,519万2,000円。

10款5項1目社会教育総務費、7,639万6,000円。

10款5項2目公民館費、3,270万4,000円。

公民館27分館の指定管理委託料、1,386万9,000円など。

10款5項3目図書館費、3,416万5,000円。

46ページです。

10款5項4目文化財保護費、1,142万2,000円。

10款6項1目保健体育総務費、1,644万7,000円。

10款6項2目体育施設費、3,683万6,000円。

10款6項3目学校給食費、1億2,213万9,000円で、久万給食センターの管理・運営費、8,558万7,000円。美川給食センターの管理・運営費、3,626万2,000円などです。

続いて、47ページです。

11款1項1目農地農業用施設災害復旧費、250万円。

11款1項2目林業用施設災害復旧費、300万円。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、4,000万円で、令和5年発生
の梅雨前線豪雨災害復旧工事、2,500万円。右ウルシノサコ谷川の災害復
旧工事、1,350万円。

12款1項1目元金、9億594万1,000円。

12款1項2目利子、2,967万4,000円。

14款1項1目予備費、1,000万円。

続きまして、主な歳入予算です。

1款町税、8億6,800万7,000円で、町民税、2億7,415万3,
000円。

固定資産税、5億1,254万7,000円。

軽自動車税、3,765万7,000円。

町たばこ税、4,320万円など。

2款地方譲与税、3億1,688万6,000円で、地方揮発油譲与税、1,
900万円。

自動車重量譲与税、6,000万円。

森林環境譲与税、2億3,788万6,000円などです。

3款利子割交付金、55万円。

48ページです。

4款配当割交付金、300万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、2 5 0 万円。

6 款法人事業税交付金、8 0 0 万円。

7 款地方消費税交付金、1 億8, 3 0 0 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金、1, 5 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金、7 0 0 万円。

1 0 款地方特例交付金、1 8 0 万円。

1 1 款地方交付税、4 5 億円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、1 0 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金、3, 5 0 3 万8, 0 0 0 円で、高齢者福祉費負担金、2, 8 8 2 万8, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料、1 億6, 0 9 5 万7, 0 0 0 円で、町営住宅使用料、7, 4 7 1 万4, 0 0 0 円。

菅生地区公共残土処理場使用料、1, 1 0 0 万円。

上浮穴高等学校学生寮の寮費、1, 1 8 8 万円。

4 9 ページです。

し尿処理手数料、1, 4 0 4 万2, 0 0 0 円。

指定ごみ袋販売手数料、1, 5 7 4 万2, 0 0 0 円など。

1 5 款国庫支出金、6 億7, 0 3 2 万9, 0 0 0 円で、低所得者介護保険料軽減国庫負担金、1, 4 9 1 万9, 0 0 0 円。

障害者福祉費国庫負担金、1 億6, 0 9 0 万6, 0 0 0 円。

児童措置費国庫負担金、4, 7 2 4 万4, 0 0 0 円。

児童福祉施設費国庫負担金、6, 9 8 9 万1, 0 0 0 円。

公共土木施設災害復旧費国庫負担金、1, 6 6 7 万5, 0 0 0 円。

デジタル田園都市国家構想推進交付金、2, 2 1 3 万1, 0 0 0 円。

美しい森林づくり基盤整備交付金、5, 8 8 2 万8, 0 0 0 円。

社会資本総合整備交付金事業費国庫補助金、2 億4 0 9 万8, 0 0 0 円。

地方創生道整備推進交付金事業費国庫補助金、3, 0 0 5 万8, 0 0 0 円など。

1 6 款県支出金、5 億3, 3 8 9 万5, 0 0 0 円で、国民健康保険基盤安定事業費県負担金や、後期高齢者医療保険基盤安定事業費県負担金、9, 1 1 3

万4,000円。

障害者福祉費県負担金、8,045万3,000円。

50ページになります。

児童措置費県負担金、1,109万6,000円。児童福祉施設費県負担金、3,001万5,000円。

電源立地地域対策交付金、2,676万2,000円。

障害者福祉費県補助金、1,808万1,000円。

児童福祉施設費県補助金、1,176万円。

新規就農総合支援事業費県補助金、3,630万円。

中山間地域等直接支払県交付金、3,521万2,000円。

有害鳥獣の駆除や、捕獲等の対策事業費県補助金、1,846万5,000円。

森林整備担い手確保育成対策事業費県補助金、2,709万3,000円。

県単独林道開設改良等事業費県補助金、1,000万円。

公共林道開設改良等事業費県補助金、1,500万円。

森林環境保全整備事業補助金、2,750万円などです。

51ページでございます。

17款財産収入、2,706万3,000円で、土地や建物等の町有財産の貸付収入、1,405万3,000円など。

18款寄附金、5,400万円で、ふるさと久万高原応援寄附金、5,000万円など。

19款繰入金、7億1,719万4,000円で、財政調整基金繰入金、5億8,910万9,000円。

環境保全基金繰入金、9,000万円。

減債基金繰入金、1,220万5,000円。

まちづくり振興基金繰入金、1,410万円。

農林業担い手育成確保対策事業地域振興基金繰入金、5,539万9,000円。

公共施設等総合管理基金繰入金、2,076万5,000円などとなっております。

20款繰越金、1億円。

21款諸収入、1億3,919万7,000円で、中小企業保証預託金収入、1,600万円。

52ページです。

学校給食費収入3,098万4,000円。

市町交付金、基金交付金、1,227万6,000円。

重度心身障害者高額医療費払戻金、1,200万円。

財団等助成金、1,649万6,000円。

後期高齢者医療広域連合受託事業収入、1,672万2,000円など。

22款町債、5億5,680万円で、道路や急傾斜地崩壊対策の県営事業負担金に対する合併特例債、3,740万円。

町道整備事業に対する過疎債、1億670万円。

県営農地整備事業に対する過疎債、2,780万円。

簡易水道事業会計が行う送配水施設新設事業、及び浄水場他更新事業の繰出金に対する過疎債、5,650万円。

病院事業会計が行う医療機器整備事業及び電子カルテ更新事業の繰出金に対する過疎債、6,550万円。

自治会活動助成や子ども医療費助成など、ソフト事業に対する過疎債、1億2,810万円です。

辺地で行う林道開設事業や、県営林道開設事業負担金、町道改良事業に対する辺地債、6,690万円。

住安住宅外壁等改修工事、及び監理事業に対する公営住宅建設事業債、3,210万円。

臨時財政対策債、1,000万円などとなっております。

以上で、令和6年度当初予算の説明は終わりますが、なお、議案書の122ページからの給与費明細書以降につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

議長

提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食のため、休憩いたします。

(午前11時58分)

午後1時より再開します。

(休憩)

議長 午前中に引き続き、会議を開きます。 (午後 1時00分)

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 午前中の最後になりますけれども、令和6年度久万高原町一般会計予算につきまして、説明をさせていただきました。その中で1点、誤りがございましたので、訂正をさせていただいて、お詫び申し上げたいと思います。

議案概要書では、45ページになります。

上から3行目でございます。改定に伴う教師用教科書及び指導書の購入費を計上します。1,522万1,000円となっております。こちらのほう、読み上げさせていただきましたけれども、この項目については、なしということで、削除をさせていただいたらと思います。

訂正してお詫び申し上げます。よろしく申し上げます。

項目では2行目になります。

議長 それでは、これより、議案概要書ページ順に、款ごとの質疑を行います。

まず歳入から行います。

歳入について、議案概要書47ページ、1款町税からです。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町民税のところなんですけれども、歳入においては、より正確かつ現実の、経済状況による予算を計上しなければならないとされておりますが、町民税における予算編成ルールをお聞きしたいと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

税、予算算定にあたっての考え方でございますが、これまでにおきまして、人口減少の推移等を踏まえまして、年度ごとの減少額を推計しまして、予算計上を行っておりました。

ただ、これまでの予算計上額と実際の税収額、こちらに乖離が生じてきましたので、ただいまの御指摘にもありましたとおり、地方財政法の考え方に基づきまして、合理的な基準によりまして経費を算定、そして予算計上を行うために、また歳出予算の安定確保のためにも、より直近の実績をベースに予算を計上しております。

令和6年度の歳入予算においては、町税の歳入予算を前年度比で増額計上しておりますが、具体的には、個人住民税の所得割及び法人住民税の法人税割の乖離が大きかったために、実績ベースに見直したことによるものが直接の要因でございます。

今後におきましても、より現実的な予算の計上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町民税は分かりましたが、11款の交付税のところをお聞きしたいと思います。よろしいですかね。

この交付税につきましては、今後、増える要因というものは、あまり考えられないと思われましても、予算編成をしていく上においては、やはり従前の考え方から変えて、出るを制して入るを図ると、そういった認識を持たなければ、町の財政運営は立ち行かなくなるのではないかなど心配をしておりますが、交付税の今後の動向に合わせた予算の編成方針についても、お伺いをしたいと思います。

議 長 今は、1 款町税をやっておるわけで、地方税は1 1 款になります。

議 長 暫時休憩します。 (午後1時05分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後1時05分)

議案概要書のページを追ってやりますので。

47 ページ、1 款町税から。

質疑される方はございませんか。

(龍野 志議員を指名)

瀧野議員 今、質疑ありましたが、町民税、去年、2 億4, 000 万ぐらいなかったか、ちょうど定かじゃないんですが、ちょっと増えとんですよ。その根拠をちょっと。増えてないなら構わん。増えとったら、その根拠を教えてもらったと思います。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

予算上、確かに2, 600 万円ほど増額をいたしておりますが、先ほど申し上げたんですが、もともとの、昨年度までの予算計上が、実際の収入額と、少な過ぎる金額で計上いたしておりましたので、6 年度から、より実績に近い金額で計上したことによるものの増加でございます。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 総額で8 億4, 000 万。今の状態から、増額になったりすることはないの

かなと思うので、増額になったという理由をお聞きします。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

実際の税込額は横ばい状態でございますが、予算上だけ、令和5年度までの予算計上額が少なかったものですから、6年度から、実績に近い形にしておりますので、その分の増額、予算上の増額になっております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 予算を組むのに、歳入が見込まれないのに予算を組む、これは最悪のことやと。我々が監視せないかん、一番大きな問題だと思うんですね。

そこら辺りから、今の質疑をしよう。その辺を、きっちり答えてもらいたい。

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えしたいと思います。

歳入の見込みがないというものではございません。何回か申し上げましたが、昨年度までの予算計上額が、実績に比べて大分、少なかったもので、今年、令和6年度から実績見込める、実績に近い金額を計上しております。

これは当然、実際の収入見込みでの計上となっております。

以上でございます。

議 長 瀧野議員の本件に関する質疑は、既に制限回数3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書きの規定によって、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 説明、今ので合うとるんじゃないと思うんだけど、なぜ、こういった時代で、なぜ、どの部分でこういう計上ができるかということをはっきり言ってもらったら、それで納得できます。

議長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

具体的に言いますと、先ほど申し上げたんですが、個人住民税の所得割、いわゆる法人住民税の法人税割、こちらが過去、過少の見積もりで予算を計上しておりましたので、実際の収入ベースに合わせたもので計上しております。その影響で、予算額が増額しております。

以上でございます。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 いうように、実際とは違うということですか。私はやっぱり、税の歳入、これについてはしっかりと、100%じゃない、だけど増額するような予想がされる。それと、例えば、100万円、103万円、106万円、130万円、それぞれに住民税であったり、所得税であったり、社会保障費であったり、取ったり取られなんだり。それぞれの皆さんの申告の状態が変わったりすることは、理解はできます。その辺の問題ですか。

議長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

これは、決して収入そのものが増えているという意味ではございません。あくまでも予算額、昨年度、令和5年度までの予算額、これがちょっと少な過ぎたので、現実の収入ベースに合わせて、6年度は計上しておるということでございます。

以上でございます。

議 長 暫時休憩します。 (午後 1 時 1 2 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 1 時 1 5 分)

議 長 (沖中住民課長を指名)

沖中課長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

ちょっと私の説明が分かりにくかったようでございますが、令和 5 年度までの予算の算定方法が、過少に見積もる——人口減少を考えて、過小に見積もりをしておりましたので、6 年度からは算定方法を考え直しました、現実。実際の収入に近い金額を計上しておるところでございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

(なしの声)

議 長 次に、2 款、地方譲与税。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 3 款利子割交付金について。

ありませんか。

(なしの声)

- 議 長 4 款配当割交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 5 款株式等譲渡所得割交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 6 款法人事業税交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 7 款地方消費税交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 8 款ゴルフ場利用税交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 9 款環境性能割交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 1 0 款地方特例交付金について。
- (なしの声)
- 議 長 1 1 款地方交付税について。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

先ほど申しあげましたけれども、再度申しあげます。

いわゆるこの交付税が、今後増額されていくという見込みは、なかなか立ちにくいという現状と考えられますけれども、そういったことを考慮した、今後の町の財政運営については、出るを制して入るを図る、そういった認識を持たないと、予算編成そのものが立ち行かないのではないかなと思っておりますが、そういったことを含めて、今後の総合的な予算の編成方針をお伺いしたいと思います。

議長

(木下総務課長を指名)

木下課長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

岡部議員からございました地方交付税につきましてですけれども、これにつきましては、御覧のとおり、久万高原町の財源の大きなウエートを占める大切な財源でございます。

交付税につきましては、国の定める算定内容、また算定方法によって、それぞれが金額が決まっておるところでございます。

合併当時は、今より10億円ほど多かったわけでございますけれども、言われるとおり、45億円の予算というところで、今回、計上してるところでございます。

特に、こういったところに大きく左右されるところもございまして、歳入予算をしっかりと見つめ直して、その額に応じた最終予算を編成していくということが、最も、言われるとおり大事なことだなというふうに考えております。

そのためには、職員一人一人がしっかりと、またコスト意識を持って取組というところ。歳入予算を意識した予算編成に取り組むというところが、最も大事でございますし、また、行っております事業の見直し、あるいは統合ですとか、施設の関係も統合ですとか廃止ですとか、そんなことを踏まえて、総合的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議 長

次にまいります。

1 2 款交通安全対策特別交付金について。

(なしの声)

議 長

1 3 款分担金及び負担金について。

(なしの声)

議 長

1 4 款使用料及び手数料の、4 8 ページ、4 9 ページについて。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

1 4 款の美術館や山岳博物館、天体観測館の入館料を計上しますとなっておりますが、以前から、学芸員の方が定年になってくると、ここらあたりの問題については、しっかりと考えていかなければいけないというようなことで、最近まで来たというふうに思いますが、入館料に対する必要経費、結構大きなお金が要りよりますが、3 館についての今後の取組方について、お聞きをしたいと思えます。

議 長

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

3 館につきましては、以前から久万高原町の文化施設として運営しております。こういった文化施設を、町民の皆様には十分活用しながら、生涯学習の基礎として活用しながら、地域の魅力アップに図るよう考えております。

3 館につきましても、独自の特別展や企画展、それから町外に出ましたミュージアムトーク等を実施しております。

こういった活動を通じて、町民の皆様、そして町外の皆様に文化活動の魅力、そういったことを発信しながら、町の魅力アップを図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今、答弁をいただきましたが、魅力アップとか、町民の皆さんとか、文化施設とか言われましたが、その実態について、天体観測館あたりは、もう本当に、いよいよ入ってないんじゃないかと思うんですね。

実際に金額で表したら、入館料から考えてみても、どれぐらいの魅力アップにつながるとするのか。こういったことやなしに、もっと違うことがあるんじゃないかと、私は考えるわけですね、今の時代的に。

答弁では、スクラップアンドビルド、古いものは壊して新しいことをしていく、そういう答弁がしょっちゅうあるわけですが、実際には、もう指示をされていない、文化施設。そこらあたりについての考え方は、やっぱりしっかりと持って取り組んでいくべきだと思いますが、そういったことの中で、答弁をもう一度お願いします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 課長のほうからお話ししましたがけれども、町内の皆さんの生涯学習の立場、それから、もう一つには、やはり町民の皆さんの、言われてもおります、また認識もいただいていると思いますけれども、香り高い文化のまちを標榜する。これは何と言うんですか、町民の文化度を上げていく。それはまた、町にとって、とても大切なことだと思います。

町外からも、この3館については、高い評価もいただいているところでございますが、今の瀧野さんおっしゃったように、山岳博物館はコロナの影響もあったんでしょう、ここのところ低迷をしておりましたけれども、令和5年度は約倍近くの、1万人近くの入館が見込まれております。

それから、美術館も、企画展等々で評価もいただいているところがございます。

ただ天体観測館、会計年度任用職員等の募集もかけておりますけれども、なかなか応募の方もいっしょらなくて、今、1人、学芸員が孤軍奮闘しているような状況もございます。

入館数も少ないところ、1,700人ぐらいですか、私の記憶では。ただ、星降る天体観測館ということで、いわゆる天体ファンの方には、変わらず高い評価をいただいております。

今、隣の津野町が、天狗荘に、議員の皆さんも御案内のように、大きな天体観測館、これは民間が自分のところの費用でしつらえて、大変好評でございますが、先般、津野町からも連絡があつて、今年10月に、うちと栲原、連携をとって、流星群、しし座流星群でしょうか、違う星かも分かりません。その大きな天体ショーが見れるところが10月でございますから、それをタイアップして、久万の美術館と天狗美術館で、天体観測館でやりましよう、そんな計画も、今、進み始めているところがございます。

こういう時代ですから、さっき、スクラップアンドビルドというような話ありました。それもよく理解もいたしておりますけれども、一方で、申し上げましたように、やはり久万高原町、文化度が高いねというのは、これはひとつ、とてもこれからも大切な評価だというふうに思っております。

ただただ入館者数、入場料、それから、私どもの町が出している運営費から比べると、それだけ見ると、うんというふうに思うのは、これはどなたもそうでしょうし、これまでも議会でも、この状況がという質問もあったように理解もいたしております。ですが、されどやっぱり、その文化度、香り高い文化の香るまちというのは、これはこれからも必要なことであると、私は思っております。

例えば美術館にも、私は、口すっぱく、今、申しているのは、とにかく人が来れるような、若い人が特に来るようなところを、もう少し研究しないといけないということを言っています。

例えば、ここは伊部コレクションで高い評価を得ておりますけれども、興味のことですから、アニメであったり、今、宮崎 駿の映画等も、非常に若い人

に人気があります。

そういったジャンルも、久万美術館のレベルを落とさない範囲で、そういうところも必要でしょうと。そういうことを私は申し上げて、研究をするようにも言っているところでございます。

いずれにいたしましても、議員の御指摘も一理あると、十分理解をいたしておりますから、令和6年度、特に御指摘のあたり、十分に気をつけながら、とにもかくにも入館者を増やす、認知度をさらに高めていく。SNS等で懸命に発信はしておりますけれども、まだまだ3館の魅力、発信が足りないところもあるんだろうとっておりますから、さらに学芸員の方々の協力も得ながら、町民の負託に応えるような3館ミュージアムであるように、努力してまいりたいと思います。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 説明は十分分かりましたが、せっかくあれだけの施設があって、問題はやっぱり、興味を持ってくれるお客さんの数が少ないのかな。それと、経費が結構要るけれども、入館料は入ってない。これは、施設の使用料は、ただで入館させても、観光振興が大いに進むのであれば、また教育的な要素が随分、そこで補えるのであれば、金額に比例するだけの値打ちがあると思うんですね。

だから、問題は、随分前から同じことを言っておりますが、入館者をいかに増やすか。支持されるかというところが、一番大切なんで、担当課としたら、毎年、当初予算を組んで、決算。これの繰り返しで、そこに内容がないというところに、私は問題がある。

やっぱりもうけることが悪いことはないんで、もうけるということは、支持されておるといことなんで、そここのところを何とかしてもらいたい、こういう気持ちです。

もう答弁構いません。

議長 次、15款国庫支出金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 14款の使用料の関係でもお伺いしたいんですけれども、多くの自治体では、公の施設の使用料算定基準、こういったものを策定して、数年ごとに見直しをされているようでございます。町は、使用料算定基準マニュアル、そういったものが存在し、活用されているのか、お聞きをしたいと思います。

また、公共施設で、使用料を徴収できない施設がどのくらいあるのか。施設内容と、徴収できない理由についても、お聞きをしたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

委員からございましたマニュアルについては、本町では、今のところ策定はしておりません。なお、土地使用料などの使用料に関しましては、公平性を期するために、固定資産評価額、固定資産税評価額を根拠にした算定式により、使用料を公正に徴収することとしております。

また、マニュアルは決めてないわけなんですけれども、現在、電気料金ですか人件費等、高騰しておりますので、それらの見直しも必要というところで、適正な価格になっているかどうか、部内ではございますけれども、検討も進めております。

その中でやっぱり、所管する部署が共通して、認識を持って取り組むことが必要でございますので、議員からございましたような基準的なもの、マニュアル的なものも、必要ではないかなというふうな、検討も必要ではないかなというふうに感じておるところです。

それから、使用料を徴収できない施設でございますけれども、例えば、学校、図書館など、法令等で徴収できない施設、それから町営住宅など、他に基準がある施設、それから特別会計、企業会計による施設、また使用料等の算定になじまない施設等があると思いますけれども、町内にも数多く、それらに該当するものがあるというふうに思います。

以上です。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 次に、16款県支出金。ページ数は、49ページから51ページまでです。

議 長 15款国庫支出金。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 16款県支出金の、49ページから51ページまでをお願いします。

ありませんか。

議 長 暫時休憩します。 (午後1時33分)

(休憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後1時35分)

15款の国庫支出金。ありませんか。

(なしの声)

議 長 次に、16款の県支出金。49ページから51ページです。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 17款財産収入。

(なしの声)

議 長 18款寄附金。

(森 博議員を指名)

森 議員 この寄附金の内訳でございますが、ふるさと納税の寄附金が主なものとなっております。

説明でもありましたが、一般のふるさと納税の商品を買われて、それからの寄附金につきましては、5,000万ということで、前年度、若干ではありますけれども、寄附金額が増えているということで、増額をされていると思います。

もう一つのほうの企業版ふるさと納税でございますが、2年ほど前に、私、一般質問でも質問させていただいたんですが、その当時、確か600万ぐらいの予算だったと思うんですけども、ほかの市町においては、何千万、多いところでは億単位の企業版ふるさと納税が入ってるところもございます。一応、町が頑張っている、まちづくりについて賛同いただける企業が、寄附をしていただけるといった制度だと思うんですけども、町がしっかり計画を立てて、こういったことをやりたいということを、企業なりにアピールをすれば、たくさん頂けるのではないかと、私もお話をさせていただいたと思うんですが。

今、脱炭素でありますとか、まちづくりについて、例えばENEOSとかいった、賛同していただいている企業もございますが、いまだ400万という予算しか上がってこないというところ、ちょっと寂しい感じがするんですが、ちょっと御説明いただいたらと思います。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 森議員の質疑にお答えいたします。

企業版ふるさと納税についてというところでございますけれども、この制度

につきましても、企業についても、税制上の優遇策があるというところ、それから自治体についても財源の確保ができるというところで、ふるさと納税と同じようにメリットが大きいというところ。また、企業とのつながりもできるというところで、積極的に進める必要があるかと思えます。

現在、本年度も最近、納税の申し出がございまして、納税を行っていただくというふうにしておりますけれども、議員から御指摘ありましたように、魅力的な事業に対して企業が賛同いただいて、御寄附をいただくというところがございますので、きちんとそういったところの、魅力ある事業を提示していくというところが必要だというふうに考えておりますけれども、まだまだその辺は不十分だというふうに考えております。

その辺も十分に反省しまして、取組を進めていく必要があるかというふうに考えます。

以上です。

議 長 次、19款繰入金。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 18款のふるさと納税の関係ですけれども、このふるさと納税による徴税の収入源、こういった影響がどの程度あるのかをお聞きします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

通常、町のほうに対して、ふるさと納税をしていただく方、また町民の方で、町外の自治体に対して、ふるさと納税をされる方といった質問だと思いますけれども、町外の自治体に対して、ふるさと納税をした方につきましては、実際、本来でしたら、町のほうに入るべき税金が、他の自治体のほうに流れていくというふうなことでございます。

実績によりますと、令和4年度のデータになりますけれども、約270万円

が本町の税収から減少した額と。ふるさと納税によって減少した額というふうなことになっております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、説明がございましたように、ふるさと納税の総収入額自体も、本当に寂しい数字でございます。しかしながら、よその自治体のほうが魅力あるといったことで、本来、町に入る税金がよその自治体に入っているということでございますが、このふるさと納税の総収入額から、自治体に回った町民税額の差し引き、それから、返戻額費用を控除した実質の収入というのは、どのくらいになるのか、分かりますでしょうか。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

実質的な町の収入というところになると思いますけれども、令和4年度の実績でいきますと、ふるさと納税の総収入が約2,300万円でございます。それから、返礼品、それから取扱業者の委託料等ございますけれども、そういった諸経費につきまして、費用が約940万円かかっております。

また、先ほど申し上げました他の自治体に回りました町民税の額、約270万円でございますけれども、それを差し引きしますと、町としての実質的な収入については、約1,090万円ということになるかと思っております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 このふるさと納税に関しましては、以前から町長のほうからも、このふるさと納税は町の大事な財源だということを、何度も強調もされております。

ところが、ふるさと納税が最終的に町の財源になるのは、2,300万のう

ち1,090万、半分以下になるわけですね。

こういってことで、何か対策を打たなければ、収入自体も増えないし、そしてやっぱり、まだまだよそが返礼品の内容が充実していれば、どんどんよそに流れていくという、非常に矛盾した状況になっているんですけども、これやはり、ふるさと納税をアピールするサイトの問題のみならず、やはりこの町にもっと魅力のあるものがいっぱいあるはずなのに、それが生かされてない、これに尽きると思います。

ですから、よそがやっているとところがうちでやれていない。これはやっぱり、どこかに丸投げで委託している、そういった部分もあって、町本来の、町長が目指す大事な町の財源だということところは、実際に担当部署を含め、職員全体としても、十分、伝わっていないのが、この現状かなと思っております。

ですから、新年度の当初予算でも、5,000万ですが、実質は2,500万から2,000万、そういった数字になる。いや、あるいはひよっとしたら、もっと町外に出ていく数字が増えるんじゃないかと。そうしたときに、手をこまねいていたのでは、これ、果たして今後、ふるさと納税の収入を当てにできるのかと、そういったところ、町長も強調されている部分も含めて、今後これ、本当に取り組んでいかないと、抜本的な改革を含めて取り組んでいかないと、よそにどんどん離されていく。

せっかくいいものがありながら、それが生かされていない。この現状を、どういうふうに、今後に生かされるんでしょうか、町長のお考えをお聞きします。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 御指摘のところは、私も同様には感じておりますが、これ、全国的にばらつきもあります。愛媛県でも、八幡浜が20億、それから、愛南が10億ぐらいあると思います。それがぴんでありましよう。

きりから言えば、言い訳ではないんですけども、私どもの町よりも少ないところも、もちろんあります。

ただ、私なりに分析してみると、やはり一番は、ミカン王国というところもあるんでしょう。今、柑橘もいろんな種類、紅まどんなはじまって、ブラッド

オレンジ等々までいきますから、非常に、そういう点では、ふるさと納税返礼品を求めている、目当てと言ったらどうか分かりませんが、返礼品を選ぶためには、選ぶ魅力というのは、そこにあるんだろうというふうに思います。

そのほかには、例えば牛肉だったり、あるいは魚だったりするんでしょう。私どもの目玉は、担当課にも聞きますけれども、やはり主流は米なんですね。これは、米自体は、当然私ども、今、県で、ひめの凜なんかで開発してありますが、はるかにうちのほうがおいしいのは、私も承知しております。時々、県に向かって、皮肉も、私も言うんですけれども。

米がやっぱり、うちの一番の売りかと思います。ただ、米については、味の多少我慢すれば、ほかのところもあるわけですから、伸び悩んでいる。

トマトについても、やっぱりJAの系統出荷にどうしても対応しないといけないので、なかなか、トマトというのも、これシーズンのものですし、今言う、JAさんの縛りがある。まして生ものですから、一番おいしい時期に出したい。それがいつか、なかなかこのあたり、非常に悩ましいところあります。

担当課とも話しておるんですけど、やっぱり画期的な何か欲しいよねということで、いろいろ、サイトをお願いしている方からも、提言もいただいているところがございますが、にわかには、じゃあこれやろうねというふうにも、ものも、現状、なかなかこれだっていうのは、ないのが現状かなと思います。

品目については、かなりうちも出ているわけです。ただ、単価的には安いわけで、心のこもった、うちの町らしいものだと、私は思っていますが、やっぱり金額がかさばるかどうかといったら、それはなかなか難しいところであります。

これをどうしていけばいいのか、今も、県のほうも9町ありますけれども、9町の品、一生懸命に今、売っていただいておりますから、少しずつは、これ金額、うちも上がっておりますけれども、さっき申し上げたようなところと比べると、やっぱりハンディがあるわけですから、そのあたりはこれ、難しいなというようなどころを感じております。

そうは言いながらも、これを伸ばしていかないといけない。町の財政に、やっぱりふるさと納税、大体、計算してみると、例えば1万円だったら5,000円が町に入ります。町の自由な金になります。10万円もらうと、5万円が

町の自由な金になると、そういうふうを考えていったらいいと思うんですけど。

いずれにしても、とにかくもう一度、うちのふるさと納税の商品あたりを見直しも含めて、ほかにうちの町らしくて、しかも値段がいいものが何ができるか、そのあたりをちょっと、模索をしないとイケないなというふうに思っております。

御指摘のような、大きな課題だというふうに認識しております。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規則55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 町長も、今、説明がございましたように、何とかしなきゃいけないと、そういう御認識は当然お持ちのようでございます。

先般、1週間前でしょうか、NHKか民放だったんですが、関東千葉県のある町が、何にもない町といいながら、畜産もあります、農業もあります。

そういったところに、一つの仕掛け人の職員を雇いまして、そこではりつけて、そしてくまなく商品の開発といいましょうか、商品の価格帯も含めて調査をさせて、いわゆる再建団体に転落寸前の町が、今やふるさと納税が数十億と、そういったようなこと。特別なことを、そこがやっているわけではないようでございますけれども、しかし、あるものについても、価値を見直す、またそれをどういうふうに組み合わせ、価格帯に乗せていくか。そして、観光商品、それから体験商品、そういったものを組み合わせることによって、価格帯を上げることも可能だと考えます。

その町は、今やもう、日本で1位か2位かといわれるぐらい、夏の花火大会には3万数千発の花火を上げる。毎年上げておられるようでございます。

そういったことで、一気に1億円以上とか、そういうことはなかなか難しいんですけども、やはり数値目標を持ち、そして専任の職員をつけて対応して、そして本当、将来における唯一の財源の一つに育て上げていくべきと考えますが、これ、特にふるさと納税に造詣が深い副町長についても、そのあたり何か

策があるようでしたら、お話をお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほどの全国の事例、大変勉強になりました。早速、具体的に、参考にさせていただきたいと思いますし、やはり、今あるものをどう伸ばしていくかというところも大事ですけれども、さっき言われたように、本町でも、まだまだこれから考えなきゃいけないところでは、ソフト部分のふるさと納税などもございますし、観光資源もございますので、今までの固定観念にとらわれない進め方ということと、もう一つは、やはりその仕掛け人といいますか、人も大事だというふうに思いますので、先ほどの岡部議員の質疑の中で、教示いただいたところ、しっかりと先進地の調査といいますか、させていただきたいと思えます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 20 款繰越金について。

(なしの声)

議 長 21 款諸収入、51 ページ、52 ページです。

(なしの声)

議 長 22 款町債。
ありませんか。

(なしの声)

議長 続いて、歳出の質疑を行います。
27ページからです。
1款議会費。

(なしの声)

議長 2款総務費。
27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページです。
27ページ。ありませんか。

(なしの声)

議長 28ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 2の1の、これは企画費ですが、第2期の総合戦略に基づく協働プラットフォームの構築事業ということで、1,200万計上されていますけれども、こちらについてお伺いをいたします。

この協働プラットフォーム構築事業というのは、昨年度も出てきたと思うんですけども、非常に概念的で、少し理解が難しいものだと思うんですけども、具体的にどのようなものを町として構築されようとしているのかお伺いいたします。

また、第2期総合戦略の中で、どの部分と合致しているのか、お聞きをいたします。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長

大原議員の質疑にお答えいたします。

まず、協働プラットフォーム事業についての概要でございます。細かく事業が幾つかございますが、概念としましては、地域課題を解決するための起業者、チャレンジャーというような位置づけをしていますが、こういった人材を町内から輩出、育成するということを目的にしております。

大きな事業としましては、岡山県の西粟倉村が幹事自治体を務めて、全国6自治体で加入していますローカルベンチャー協議会への負担金、670万。あとゆりラボの活動費、支援事業ですが、600万。あと、ゆりラボに派生しますコミュニティナース150万、あと、企業との協働推進事業で130万というような事業を、この中で計上させていただいております。

総合戦略の中の位置づけということでございましたが、これにつきましては、第2期の総合戦略、令和3年から令和7年度までの5カ年の計画の中の18ページに、具体的に中間支援組織ゆりラボによる起業創業支援という形で、計画には計上させていただいております。

先ほど、別のところでもございました、地域おこし協力隊、来年度、ゆりラボとかコミュニティナースに非常に興味を持って、応募にも来ていただいたという経緯がございます。

こういった取組を通じて、チャレンジャーが久万高原町に来ていただけるというようなことに力を入れて、少しでも移住者とか若い方に選んでいただける自治体を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長

(大原貴明議員を指名)

大原議員

第2期総合戦略の中で、しっかりと書かれているのは、中間支援組織ゆりラボをとこのところの文言はあります。今の御説明の中で、どこかのローカルベンチャー協議会であったりとかの、会費という中は御説明されましたけれども、今、町の中でこの協働プラットフォーム構築事業として実際に動くのは、この中間支援組織のゆりラボではないのかなというふうに考えるんですけども、今ちょっと、あまりゆりラボの実績というものが見えてこないんですが、せめ

て新年度、新たに何か、バチッとした事業効果というのは出される必要があると思うんですけども、そのあたり、どのようなことを具体的に期待をされているか。また、しっかりとやっていただきたいと思っているのか、担当課としてお答えいただきたいと思います。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

ゆりラボの活動につきましては、なかなか見えづらいというところがございます。コミュニティナース事業ですとか、昨日、一般質問いただきました、クラフトビールですとか、そういった小さな事業、実施はできておりますけれども、なかなか起業にまで至って、それで自立して、稼いでいるというところまで、なかなかいけてないというところが、我々も悩ましく感じているところです。

そういった中で、定期的にゆりラボアカデミーという形で、町内のチャレンジャーという形のものの提案を受けて、ガバメントクラウドファンディングという、行政が主体になってクラウドファンディングに取り組んでいただくというような事業の募集もしていますし、そういったことに、まだまだ町民の方は慣れていませんので、そういった計画づくりをどのようにするかということ、ゆりラボを中心に、担っていただきたいというふうに考えております。

ですので、いろいろな事業にチャレンジしたいという方をまずは支援して、自立に持っていくというようなところに、少し主眼を置いていただきたいと。先ほど申し上げましたとおり、創生交付金、総合戦略は令和7年度までですので、3、4、5の3カ年が終わっていますので、残り2年という形になりますので、大原議員指摘のように、あと残り2年で形をつくっていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長 29ページ。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 今のまちづくり営業課長の答弁、ちょっとおかしいです。この間の一般質問でも言うたけど、ラボというのはどういう意味なんか、ちょっと説明してください。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

ラボといいますと、研究所、実験所というか、そういった意味合いであろうと思っております。

議長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 ゆりラボも、私も行ってみました。ですが、お年寄りの女性、男性。ある方に呼ばれて行ったんで、その方はお医者さんで、あることをしたいという話で行きました。

もうこれ、何年になるんか分かりませんが、経費は大きな経費を使いながら、課長とは一番最初のときに話したけど、まちづくり営業課は何をする課ですかというところから始まったと。

これ、町民の血税だと。主役は町民。これだけの大きなお金を使って、ただ口の先で答弁するだけ。これ、何年かかったか知らんけど。大罪だと思うね。

実際、何か一つでも、これはということができておるんであればいいけど、これはというもんじゃない。

ふるさと納税にしても、1軒ずつ回って、1万円ずつ集めたいじゃのいう答弁をされたこともあったけど。これは大罪やと、私は思うんですね。

今まで、具体的にはどういうふうなことをやってきたのか、ちょっと答弁してください。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

ラボは、令和3年度に、あそこに事務所を構えて、コミュニティナースの拠点というか、そういったことと、あと地域おこし協力隊、これはふるさと納税の返礼品の開発あたりの事業を担っていただきました。具体的な事業と申し上げますと、コミュニティナースで地域のお年寄りの、そういった集まるコミュニティの中心になるような場所づくりとか、あとクラフトビールの製作とか、そういったことですが、そういったことに興味を持って、いろんな民間事業者を巻き込んで事業をやっておりますが、瀧野議員御指摘のように、それがひとつ、事業となって、起業となって、自立しているかということ、まだそこまでいけてないというところは、担当課としても責任を感じておりますし、今後の課題だと感じております。

以上です。

議長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

この1,743万円、これについては、チャレンジャー云々のところの会費であるとか、ローカルベンチャーの会費とか、ゆりラボ、それからコミュニティラボ、こちら辺にお金は使っておると思うんですが、それぞれにどれだけの効果があるかということ聞きよるんですね。

事業はしたけど、何の効果もなかったも、仕事というんですかね。そこを聞きよるんです。

これ、令和3年からやったら、結構大きなお金使とるでしょう。その答弁をしてください。

議長

(高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長

瀧野議員の質疑にお答えいたします。

地方創生推進交付金という形で、半額頂けるというところはもちろんございますが、例えばローカルベンチャー協議会ですと、全国6自治体の、こういった西栗倉村ですとか、北海道の厚真とか、宮城の気仙沼辺りが、そういったロ

一カルベンチャーの先進地でございますので、まずはそういったところの取組を、勉強もさせていただいていますし、またそういったところに、民間の企業の方も、総会とか勉強会に来られています。そういったところの人脈づくりとか、情報交換というところに、経費はかかっております。

以上でございます。

議長 瀧野議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書の規定により、特に発言を許します。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般の一般質問でも、この話はさせてもろろたんよね。

増田レポートから、いろいろな、長い時間にわたって、いろいろ説明したけど、あれも全然聞かれてないんだらうと思うんじゃけど。

それぞれの町が、ふるさと創生事業、これは何のためにしたかいうたら、人口減少社会の中で、人を増やし——人を増やすということは、国勢調査5年に1回あるけど、そのときに1人おいでたら、20万円、町へ入ってくるわけですよ。

人を増やすためにやった事業、それが全くそういうことになってないんじゃないんかと言よるんよね。だからこれ、ふるさと営業課だけじゃなしに、ほかのどこも全部そうなんかなど、今の課長の答弁聞きよったら、そう思うんですが。

それやったら、大変なことやと思うよね、これ。全町的には、大きなお金を年間に使いよる。

それで、まだこれで今年も予算組んでおりますが、また同じようにされるんですか。

議長 (高木まちづくり営業課長を指名)

高木課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

過去の取り組みで、成果の上がってない部分というのは、もちろん反省の上に立ってですが、ふるさと納税の、先ほどのお話もございました。昨年、3,000万に対して、令和6年度5,000万という目標も立てております。

そういった中で、具体的に金額をただ増やすということではなくて、先般から県内の先進自治体のほうにも、勉強にも行かせていただきました。

具体的に言いますと、返礼品の数あたりが1億超えていこうとすると、500から1,000ぐらいのアイテムが要ということでしたが、現在、うちの町、180ほどしかございません。そういったものをどうつくっていくかという、これもう町内の事業者にしげく通って御理解いただいて、一つでも多く、返礼品を登録いただくというようなことを、本当に必死に取り組んでいく必要があると思っていますので、そういった努力も重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 29ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 28ページの2款1項10目、自治振興費のところをお伺いしたいと思います。

この部分では、自治振興における集落支援事業に要する費用等が計上されておりますけれども、自治の在り方の方向として、集落の自治と、一方では、機能性等によるコンパクトシティ促進の考え方もありますが、広い面積を持ち、人口減少、高齢化が進むこの町の現状を踏まえ、今後、どのように取り組んでいくのか、抜本的な取組の内容をお聞かせいただきたいと思います。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員からございましたように、現在、人口減少によりまして、地域の自治会等の活動が非常に困難になりつつあるというところで、地域の課題解決力が低下しておるというところではないかと思えます。

それによりまして、今まで培ってきました伝統文化ですとか、あるいは福祉の意義も困難になりつつあるところであるというふうに考えております。

ただいま、そのような状況を踏まえまして、自治会より、もっと大きな組織、もっと大きな広い地域で、地域を支えていけないかというふうなところで、地域運営協議会のような組織化を図っております。

また、地域運営協議会につきましても、集落支援員を雇用いたしまして、非常に頑張ってくださいとっておりまして、活動内容も充実をしまいいってきておるというふうに考えております。

このようなことから、やはり地域の自治は大切なものでございますので、互助といった面からも、そういったところに力を入れていくというところと、あと、この活動をもっと広く展開するというところ、それから、もっとより深く進化させていくというところが、必要かなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ここの概要書の中の自治振興費の中で、欠けている部分は、やはりこの広い地域をどう守っていくか、そしてどう若者が定住していくか。まさかのときにどう備えるかという部分は、何と言っても、デジタルの普及なんですよ。

この町のデジタルは、ほとんど進んでいない。この問題を脇に置いて、今後の自治振興の在り方を議論したり、協議したりするというのは、非常に何か片手落ちの中で進めていく、そういうことにもなる可能性があります。

今後の危機管理を含め、様々な不測の事態が起こった際の小規模な集落への

対応の在り方を、早急に検討していくべきで、地域を担当する役場職員が、議論に入ることも検討し、合わせて、先ほど申し上げたDX化を促進して、結果的に町の業務量や、業務コストの効率化を図り、そこから生まれる財源を、地域の新たな振興予算に充てることも可能になるのではないのでしょうか。

そこから地域住民による自治が根付き、地域自らが、持続可能な地域づくりを目指せることにもつながるものと考えます。

この点についても、理事者の答弁をお聞きしたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

職員がもっと地域の実態を知って、それを業務に反映させていくということは、非常に重要なことだというふうに思っております。

御説明もいたしましたけれども、現在も自治会長文書の配達などを通して、それぞれの課題を持ち帰って、業務にフィードバックするということを行っておりますけれども、もう一步踏み込んで、地域づくりの議論に職員が加わるということは、職員にとっても能力の開発につながるというふうに考えております。

そういった中で、DXの活用については、いろんな分野で多様な方法がありますし、イニシャルコストと、それからランニングコスト、そういった費用の面も、十分に検討する必要があると思います。

これらを踏まえまして、住み続けられる地域づくりを目指す中で、ソフトと、それから職員の連携といったところで、新たなDXの活用についても、検討を進めていく必要があるというふうに思っております。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 関連ですが、県も、人材がないから遅れとる。県がしっかりし、行政がしっかりしないと、民間まで波及していくことはなかなか難しいと思うんですね。

これは2025年問題として、この問題もクローズアップされてきたと思う

んですが、国も5年程度は遅れるのかなという意見も言うておりますが、これはとしっかりやらないと、介護人材、もう医療現場、看護現場、いろんな問題が発生すると思うんですよね。

病院の医師不足、これもリモートであったり、いろんな問題が発生しておりますよね、今。県中と南予の病院とが対応していく。これも早くやらないと、本当に命に関わる問題だと思うんですよ。

これはどこが担当か分かりませんが、その辺はいつまでにこれが解決できるのか、答弁をいただきたいと思います。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 瀧野議員の質疑にお答えをしたいと思います。

瀧野議員が言われましたように、技術者不足、あるいは人材不足の中で、DXを含めたICTの活用というのが、喫緊の課題解決の一つの大きな方策だということでは、十分認識しております。

先日も、国のほうが表彰するDXの先進地的な自治体の情報が出ておりました。ちょうどその中で、今、瀧野議員が言われた宇和島市でのDX、ICTを使った医療システムといったところも、県内でもそういう取組もされているということもありましたし、全国の表彰を受けた自治体を見ても、大きな、都道府県もございまして、政令指定都市、それから町レベルでも、そういう取組をしている自治体、全国にございます。

それを見ますと、行政のそういった積極的な取組方と、得意とする民間との連携あたりが、やはり重要になってくるということなんです。

これはいつまでにといいよりも、早急に実施すべきことだというふうに思いますけれども、いきなり大きなところというのは、なかなか難しいと思うんですけれども、小さなところからでも、DXを進めることによって、それで職員が成功体験をして、それを事業の中で、業務の中で横展開していくといったところでも、まず、そういう進め方でもいいのかなというふうに思っていますので、そのあたりを念頭に置きながら、情報収集も進めて、努めていきたいというふうに思います。

議長 ほかにありますか。
29ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 29ページと、それ以外にも関係はするんですが、町による補助金とか委託料、そういったものが、議会から指摘を受けた補助金に、委託料が引き続き、予算案で計上されていると、そういう事例が散見されます。

議会は、行政の公金適正処理を信じておりますけれども、時折見られる検討不十分な事務処理、これに対する防止策の説明がないまま、引き続き提案されている、そういったことに不安が拭えません。必要な検証を行った上で、当初予算を計上されているのか、その点についてお聞きをいたします。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

補助金の支出に関してでございますけれども、予算計上に当たりましては、それぞれ各課での査定、また総務課での査定を通して、予算計上をさせていただいております。

補助金につきましては、公益性、公共性、必要性があるかというふうな観点から、当然、見直しが必要でございますし、また新しい事業につきましては、3年をめどに、必ず見直しを行うということにいたしておりますけれども、まだまだ、それぞれの査定について、十分かと言われると、まだ不十分な面もそれはあろうかと思えます。

現在、庁内でコアチームを編成しております、その中で事業評価を行うというところで、その結果をフィードバックして、次の事業実施につなげようというところで、第三者の目からもう1回、必ず確認するというふうな対応をさせていただいております。

そういった観点で、十分に今後も見直しを図ってまいりたいと思えます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、総務課長のほうからも、必要な見直し、そして是正すべきところを今、確認中というようなお話がございました。

御存じのように、補助金とか委託料というものは、一度決定して予算計上をいたしますと、予算根拠とするチェックにおいても、ややもすると予算を肯定する内容が続いて、引き続き何年も予算をそのまま、あるいは場合によっては、右肩上がりですべて計上する、そういう可能性がございます。

そういったことを踏まえながら、さらなるチェック、場合によっては指導、あるいは廃止等、いろいろ議論はあると思いますけれども、そういったことを踏み込んでいかないと、縮小する予算を実現することができない、そういうことにもなるかと思いますが、そこははっきり、理事者としても範を示すべきだと思いますが、理事者のお考えをお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副町長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

岡部議員が言われましたように、補助事業、あるいは委託事業については、非常に、課題解決のために、あるいは住民サービスのためにといったところで、まずスタートいたしますけれども、補助事業については、毎年毎年、申請なり、検証もしながら行っておりますけれども、町単独事業については、先ほど総務課長が説明しましたように、3年をまず期限として、事業の検証をしてやっていこうということは、以前から行っております。

ただ、もう一つ踏み込んで、それに対する、どういった基準で、どこの部署でそれをやっていくか。今はもう担当者レベルで行っておりますけれども、今は、行革の中のコアチームの中で、職員何名かで、評価に対して検証を行うことを行っておりますので、そういったところで、今後は判断基準もつくって、明確にしていった上で、役場内で担当するかの評価をする仕組み、そういった

ところ、今、行っておりますので、それをさらに不備なところも見直しながら、今後、継続的にやっていくようにしていきたいというふうに思っております。

議長 長 次に、30ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議長 長 31ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議長 長 ここで、10分間休憩いたします。 (午後2時19分)

(休憩)

議長 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後2時31分)

議長 長 それでは、3款民生費について。
31ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議長 長 32ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 高齢者福祉費についてお伺いしたいんですが、2020年初頭から、コロナ

が流行りまして、それまで高齢者の介護予防であったり、フレイルの予防改善、それから孤立の解消などに、住民主体で取り組んできた、これ社協の事業ですけれども、サロン活動が一時的に停滞をしたと思います。

この事業は、事業者さんからも非常に好評を受けていたと聞いておりますし、イベント会場なんかにも、皆さん出展されて、非常に楽しそうな、生きがいになっていますよというような意見も聞いておりました。

こういことで、高齢者の健康づくりに関しては、相応の効果を上げていた事業だと思うんですけども、今、コロナ禍から回復しつつあって、町内の様々な活動がコロナ禍前に戻りつつあります。サロン活動なんかも、どんどん、また元に戻っていると思うんですけども、町として、こういった高齢者の健康づくりの対応については、現状と新年度に向けて、どのような取組をされるおつもりなのかを、お伺いしておきます。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 大原議員の質疑にお答えします。

町では、介護予防日常生活支援総合事業において、多様なサービスを展開しております。

従来相当の訪問、通所サービスのほかには、基準緩和型サービス、住民主体型サービスを実施しております。

介護予防促進のために、認知症予防教室や筋力アップと、住民主体の通いの場づくりを目指した、100歳体操の普及に取り組んでいます。

また、高齢者自体が介護予防の担い手として、活動促進のため、介護支援ボランティア制度を実施しています。

そうした取組や、もともとの地域住民のつながりによりまして、本町は地域の通いの場の参加率が高くなっております。

ちょっと古いんですが、令和3年度の実績になりますけれども、週に1回以上の参加率としましては、全国が2.1人、愛媛県が3.1人に対しまして、本町におきましては7.1人ということになっております。

月に1回以上の参加率を見ますと、全国では5.2人、愛媛県では6.6人

に對しまして、本町では13.1人と、数字がかなり上がっております。

令和6年度においても、同様の事業を継続して、実施していくということになりますし、また、より自主的に参加いただけるように、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 3款1項2項の高齢者福祉費のところ、おもご高齢者生活支援ハウスについて、質疑をさせていただきます。

指定管理料も当初と比べると、倍近くになってきたというふうに思います。そういった中で、制度上つくった施設でありますから、食事の提供はできない。この町内からも、この施設には何人か入っておいでますが、やはり足の確保ができなかったり、いろんなことで退室される方もおいでというふうに聞いております。

制度上、やはり高齢者の施設というのは、食事はやっぱりつきもんだと思うんですね。そこら辺について、制度上の問題があって、そういったことに改正ができないのか、その点について、お聞きをします。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 瀧野議員の質疑にお答えします。

今のおもご高齢者生活支援ハウスにつきましての質問でございますが、現在、入っていただく方は、基本的には自炊という形になろうかと思えます。

ただ、実際、自炊ができない方も、当然出てきます。そういう場合につきましては、来ていただいて、作っていただくというようなこともできますので、そういう方も、今、おられます。

以上でございます。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

制度上はできませんが、訪問介護等で、そういうことを利用して、食事を提供していただきよるということもあります。

以上でございます。

議 長

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員

今、答弁ありましたが、例えば、できる人、できない人、高齢になって取組ができない人も出てくると思うんですね。その中で、共存共働やないけど、お互いが、例えば民間の家でも、誰かがデベロッパーになって、集合住宅で一緒に生活したりすることができるわけなんで、そういったことから考えていくと、そこへ入所した人同士が、そういった共働で、食事を利用するとか、お互いが作り合うとか、それはやろうと思ったらできると思うんですね。

それは、できるできないじゃなしに、そうしてあげないと、できる人、できない人が、将来的にできるんで、その点について、できるかできんか、それをお聞きしたんです。

議 長

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長

瀧野議員の質疑にお答えします。

当然、入居者同士につきましても、そこら辺はお互いの生活の場で、当然、個室になりますので、生活は違いますけれども、そういう形でお互い協力しながら、生活できるということは可能かと思えます。

以上でございます。

議 長

ほかに、32ページありませんか。

(なしの声)

議長 続いて、33ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議長 34ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、4款衛生費の34ページです。
ありませんか。

(なしの声)

議長 35ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 予防費のところでお聞きをします。

令和4年度決算審査報告においても、乳幼児へのワクチン接種で、インフルエンザ、おたふく風邪について、無料化を検討すべきと提言したところがございますけれども、予算内容では見えづらいんですが、実行予定なんでしょうか、お聞きをします。

議長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

インフルエンザにつきましては、1回につき2,000円の補助を、おたふく風邪においても、2,000円の補助を、新年度予算に計上しております。

医療機関において、接種料金に差はありますが、どちらとも半額程度の補助を行っておりますが、議員さん言われますような、無償化までは至っていない状況でございます。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 おたふく風邪は感染力が強く、感染しても不顕性感染、いわゆる感染を受けたにも関わらず、感染症状を発症していない状態、こういうことがあり、発症者の隔離では、流行を阻止することはできないとも言われています。

また、合併症として、難聴や睇炎、精巣炎、卵巣炎等があり、おたふく風邪には、特異的な治療法はなく、対処療法しかないと言われております。

また、妊娠早期におたふく風邪にかかると、自然流産を増加させる可能性があるとも言われています。乳幼児の子供を守り、かつ妊婦を守るためにも、早急に支援策を示すべきではありませんか。

1年間の出生数は30名前後とお聞きしております。やはり、出産においても、松山近郊での出産、そして通院においても松山への通院、そういった状況下で、この町で産み育ててくれる子育て世帯に対して、手厚い対応をすべきではありませんか。

議 長 (西森保健福祉課長を指名)

西森課長 岡部議員の質疑にお答えします。

県下におきましては、おたふく風邪の予防接種の補助を実施している市町は、本町を含め3町となっております。

1つの町は2回とも全額補助、1つの町は1回のみ全額補助ということになっております。

県下の補助実績は少ないようでございますが、岡部議員が申されましたとおり、妊婦を守るという観点からは、大切な接種であると認識しております。

今後におきましては、他市町の動向を注視しながら、検討していきたいと考

えております。

以上でございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 決算審査でも度々、それぞれの課にお話をしたところですが、もう検討するという乱発は止めにしていただいて、やはりできるできない、はっきり言っていただいたほうがいいかと思います。

検討するんなら早急に検討すると。そして、間に合わないということがないように、検討するんだという姿勢を示すべきであり、当初に組んでいないものであれば、早急に対応していくと、そういう姿勢が、乳幼児等を抱える、子育てをされている世帯に、行政の声が届くんじゃないでしょうか。

理事者の前向きな、実施可能な答弁をお聞きしたいと思います。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 今、担当課長からお話ししましたように、半額でございますけど、県下の中では、そういう制度が進んでいる、私どもの町かなというふうに思っております。

議員が言われましたように、おたふく風邪等々に、妊娠期にかかると、またいろんな弊害といいますか、病気も起因になるようでございます。

来年の予算計上は、半額補助、これも決して遅れているということはないわけでございますけれども、1人でもこの町で産んで、出産をしていただいて、松山等へ行かなくても済むようにということになれば、そういうところも必要だと思いたしますが。

この半額補助、どれぐらいされているのか、数値、つかんでおりませんけれども、担当課長の話によると、六、七割の方が受け取るのかなというような話も聞いておりますから、全額補助、そんなに大きなお金ではないですけども、予算には計上はできておりません。

仮に全額というふうになれば、また補正での対応ということになりますけれ

ども、そこら辺りでまた、役場の中で検討を、検討という言葉、嫌いのようですけれども、これも協議しないとできない話でございますから、今回の予算の当初には、補助でしつらえておりますから、今のお話、私も申し上げたようなところで、総合的に判断したいと思います。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 環境整備課と建設課が一つになるというようなことで、中身についてよく理解はしていませんが。

農集の管路の問題、畑野川、直瀬、父二峰地区、将来的にたくさんの方が亡くなって、管路の水が、雨水を入れない下水道ということで、いずれは管路の水が不足する。こういった場合には、多分、合併浄化槽で対応されるんだと思いますが、途中で詰まると、それから下の方は利用することができなくなると思うんですね。

そういったことには、急速な対応が必要になってくる。マンホールポンプも100基ほどありますが、ポンプは二つずつついておりますから、片方がいかなんだら、片方ということになると思いますが、事故が起こる場合は、両方が一遍に傷んだりする場合もあるわけです。

それと、担当が変わる。課長も定年退職するということになると、心配されるのは、急速な対応ができるのかできないのか。それで、そういったことに対する基本計画、絶対に起こり得ることなんで、その辺については、もう定年前の課長に失礼なんですけど、そういったことができておるのか、またそういうことについては、引継ぎ事項として、しっかり残さないことだと思いますが、その点について、ちょっと答弁をいただいたらと思います。

議 長 (辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 瀧野議員の質疑にお答えをいたします。

農業集落排水等も、整備から30年近くが経過をし、更新時期をそろそろ迎えるような現在になっております。

接続戸数も減少をしておるような状況で、今後、先ほど言われたような問題が起こってくるのではないかと、というようなことも想像されております。

今、町のほうでは、この更新のために、補助事業で、財源的にもあまり余裕がないものですから、補助事業を利用してというようなところで、愛媛県のほうとも協議をさせていただいております。

その補助事業で、まず実施する場合には、まずは整備計画を与えていることが前提となっております。その整備計画についても、今は100%補助で立てられることになっておりますので、できるだけ早い時期にというふうには考えておまして、年度は一応、要望年度ということで、計画はさせていただいております。

これから、そういった整備計画を進めていくようなことにしております。

その整備計画の中で、先ほど言っていた、整備方法といいますか、その施設を更新していくのか、また長寿命化するのか、また先ほど議員が言われておりましたけれども、浄化槽の方に変えていくとか、そういった方法についても、その計画の中で検討させていただきたいと思っております。

それから、この機構改革によりまして、建設課のほうに上下水道が移るわけでございますけれども、今、人数が、班長を含めまして、5名で事業をやっておるわけなんですけれども、人数が、異動があるかも分かりませんが、一応その5名を置いていただけるということであれば、課は変わりますけれども、運用としては、何とかできるんじゃないかと思っております。

また、私はいなくなりましても、しっかりと課長置いていますので、そのあたりは大丈夫かと思えます。

以上です。

議長 続きまして、36ページありませんか。

(田村昭子議員を指名)

田村議員 クラインガルテンの通路の舗装工事が出ているんですけれども、これも直さないかんことだと思うんですけれども、今、クラインガルテンがどの程度、利

用率で、みんなが使っているか、教えてください。

議 長 (菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 田村議員の質疑にお答えします。

クライנגルテンの利用者ですが、A区画、ログハウスがある分になりますが、これが8区画あります。この分につきましては、全て埋まっております。

これは駐車場もついております。

B区画につきましては、ログハウスとあと農場、これが14区画ございます。これが今、13区画は埋まっております。マイガーデン、農地だけということで、これが40区画ございます。これが今現在、26区画埋まっております。14区画は空きとなっているわけなんです、農業公社のほうで、8区画につきましては、試験栽培等で使っておりますので、実質、空きは6区画となっております。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

次、6款農林水産業費の36ページから。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 続いて、37ページ。

(なしの声)

議 長 38ページ。

(なしの声)

議 長 39 ページ。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 先般、森林組合の経営について、中身を見せていただきました。昨年は見えておりましたが、ウッドショックで随分利益を上げたようですが、今年度は、結構しんどいかなというふうに思っております。

全国で森林組合が倒産したり、組織を解体したりしておりますが、そういった中で、森林環境税、森林環境譲与税あたり、大きなお金が来ておりますから、森林組合がもし大変なことになると、町としても、これ大変なことになるというふうに思います。

そういった中で、林業戦略課としては、森林組合自体は県の指導であろうと思いますが、地元の自治体として、どのような取り組みをして、この経営についてもアドバイスをされておるのか、お聞きをしたいと思います。

議 長 (小野林業戦略課長を指名)

小野課長 瀧野議員の質疑にお答えいたします。

瀧野議員のおっしゃるとおり、森林組合、今年度、大変赤字が続いております。

昨年度の暮れぐらいから、組合の経営会議に出席させてもらって、月々の経営状況の把握に努めております。

今年度の収支の状況を見ながら、経営に関しての状況、原因というものも、組合の理事者とも相談しながら、今年度もし、経営状況が悪いという結果が確定しましたら、その原因と対策を検討するために、県と町、それから金融機関も含めて、また町内の林業関係者も含めて、組合の経営改革の委員会的なものを組織して、将来的なことを検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 以前、合併直後には、町として、赤字の補填をした経緯がありますが、なかなか難しいことかも分かりません。ですが、はっきり言って、基幹産業である林業、この森林組合をつぶすわけにはいかないと。理事者が、今、はっきり答弁できなんでも、森林組合の対応についてはどう考えているのか、答弁をいただきたいというふうに思います。

議長 (河野町長を指名)

町長 議員もおっしゃいましたように、森林組合、久万高原林業の、どう考えても中心でございますし、また今、新しい、いわゆるカーボンニュートラル含めて、様々な追い風も吹いて、新しい事業も取り組めるかな、そんなの期待も大きく持っているところでございます。

ゆえに、その辺り、具体的なところになりますけれども、未利用材の集材がどれぐらいできるか、こういったところも、これから、今、申し上げたようなところに大きく影響してまいります。

そういうところも含めて、森林組合と連携とって、連動しなければ、これはなせないところでございます。

おっしゃられるように、急に今、材がはばけないところが大きな課題になっております。

先般、東京で会議がありました。林野庁の皆さん、お見えになってたんで、私も発言の機会を得て、現状を申し上げました。とにかく100万戸と言われているのが、今、住宅が約60万戸ぐらいに落ち込んでると思います。

それから合わせて、事務所、倉庫、いわゆる町の木材推進法も、一昨年成立をして、そういう機運も出てきているところでございます。

大阪の万博でも、回廊が木材で造りになっております。いろんなところを、林野庁も一生懸命にはやっているんですけども、コロナのこともありました。巣ごもりのときに、これ、材が好調だったのは、そういうところもあって、外に行けないから家を建てようみたいなどころがあって、一時、ウッドショックになりますけれども、議員もおっしゃられたような、好景気がきたわけでごさ

いますけど、これが今、落ち着いているんだと思うんですね。

国民の間でも、家を建てようという機運が、今少し元に戻ってないところにあると思います

この森林組合のところ、私も大変気になっているところでございますし、大きな赤字も予想されているところでございます。

町から、今、補助金等々は一切出しておりません。しかし、そういうところが顕著になるのであれば、これは議会の皆さんの了解も頂きながら、町として、一番大事な基幹産業の中心のところでありますから、何らかの応援策、支援策は考えていかないといけないと思いますし、また、県のほうとも協議はしっかり行っていかないといけないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、大変気になる状況であるというのは、十分に私も承知をしておりますから、また議会のほうにも御相談をさせていただくようなところになるかも分かりませんが、ぜひそのあたり、今後とも注視をしてみたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 どのようなことということだと思えるんですけども、昔から久万高原町の木材は、原木を売る。付加価値を上げて、林業経営をとったことについては、意外と得意でないというふうにも聞いております。

先般も、スウェーデンで、あまり大きな木じゃないんですね。日本のCLTは、結構ごつい板を5枚ほど貼り合わせて、高層住宅を、もう実際に東京の7階建、できてますかね。住友林業から。

スウェーデンでは、12階建てぐらいなマンションが、ずっと並んでおります。スウェーデンいわく、林業で国がもっておる。オーストリア以外にも、そういった国はあったんだなというふうに確認しましたが、そういったことも、町長、しっかりと考えていくべきじゃないかな。提案をさせていただいて、何かちょっとでも答弁があったら、してもらったらと。

議 長 (河野町長を指名)

町 長 C L T、愛媛にも、東予に工場がございます。スナダヤさんが中心になって建てられております。

そこには、うちの材ももちろん行っております。私は、C L Tが大きなブームになってくるんだろうと思っておりましたけど、なかなか一時、議員もおっしゃられたように、東京でもそんなに珍しくはなくなっております。

マンションやら、あるいは事務所も木造のC L Tを使ったものが建っておりますけども、さっき言ったように、ウッドショック以降、まだ日本の経済、また木造での建築意欲というのが元に戻ってないのがあると思うんですね。

そこらあたりは、私も議員と同じような感覚を持っております。ですから、先ほども申し上げましたように、これは県と、それと国と、早急にまた検討していかないと、そのあたりは、林野庁の方も、十分、後で認識、分かっておりますから、また一生懸命対応いたしますというような言葉もいただきましたけど、そのあたり、大事な課題と思って、真剣に取り組んでまいります。

議 長 40ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、7款商工費の40ページ。
ありませんか。

(なしの声)

議 長 41ページ。

(高橋 誠議員を指名)

高橋議員 菅生地区の公共残土処理場の整備工事について、お伺いします。
現在も土砂のほうは搬入されているようですが、今後の残土の受入予定量と、完了予定ですね、これについてお伺いしたいと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 高橋議員の質疑にお答えいたします。
菅生地区公共残土処理場の今後の受入土量は、最終的には10万7,924立方メートルということになっております。
受入完了予定については、現在の計画では、令和12年度を予定しております。
以上です。

議 長 (高橋 誠議員を指名)

高橋課長 受入完了までの整備費用、かかっておりますけれども、概算の整備費用がどの程度かということと、使用料も毎年徴収しております。
その費用のうち、整備費用のうち、使用料でどのぐらい充当できるのか。それと、完了後の活用について、考えておられることがあれば、お伺いしたいと思います。

議 長 (猪上建設課長を指名)

猪上課長 高橋議員の質疑にお答えします。
整備受入完了までの整備費用、盛り土の築堤、排水路整備等がございますが、概算では2億380万という費用がかかるとなっております。
それから、使用料につきましては、先ほど御説明いたしました、令和12年度で2億8,600万円を、計画ではありますが、予定しております。
それから、完了後の活用につきましては、町道のルート変更ということで、久万の里と、ラグビー場側の町道を直線で結ぶと。ショートカットするという

ことと、また盛り土完成後の水平部分に関しましては、駐車場としての利用ということで、現時点では考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。
42ページ。

(なしの声)

議長 ありませんか。
9款消防費。43ページ。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 消防費9款1項1日常備消防費の関係で、お伺いをいたします。
18節負担金補助及び交付金のところにあります、緊急安心センター#7119、この予算の用途及び救急医療研修による育成状況、救命救急士の現状の人数をお聞きします。

議長 (大野消防本部消防長を指名)

消防長 岡部議員の質疑にお答えします。
この#7119につきましては、病気とかけがのときに救急車を呼んだほうがいいのか、またすぐに病院に行ったほうがいいのかなど、判断に迷った場合の相談窓口といたしまして、看護師等から電話でアドバイスが受けられる事業でございます。

昨年の7月1日から、外部委託によりまして運用が開始されております。

この事業につきましては、愛媛県が主体となっております、費用に関しましては、愛媛県が半額、残りの半額を愛媛県内14の消防本部が、人口割によって負担することとなっております、令和6年度につきましては、負担金が

約10万円の見込みとなっております。

運用開始からの実績でいいますと、当初の予想を大幅に上回りまして、1カ月に1,500件から1,600件程度の電話相談が入っている状況のようです。

次に、救急医療研修によります救命士の育成状況でございますが、令和6年度、令和7年度に各1名を養成する予定としております。

現在、救命士の資格を有している職員は18名おりますが、基本的に、現場活動を行わない資格者もおりますので、常時、救急出動に従事している救命士は11名となっております。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 昨年12月ですか、医療消防救急チームの技術を競う国内最大級の、第20回千里メディカルラリーというのが、大阪で開催されたようでございます。この開催の内容が、先般、報道されておりました。

競技の実況内容では、地震災害時等を想定し、現場に駆けつけるわけですが、初期の通報内容とは幾分異なる、想定外の内容の中で、各チーム、戸惑いながら、医師そして消防士、それぞれがタッグを組んで、奮闘をされておられました。

消防署においても、このような大会参加に備えた訓練、研修を行っているのかをお聞きします。

また、今後の課題についても、お聞きをしたいと思います。

議 長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

このメディカルラリーにつきましては、参加の要件といたしまして、ドクター、ナース、救命士が必ず含まれるということがございまして、なかなか出場については、ハードルが高いという状況でございます。

その中で、令和4年度には、徳島県で大規模災害を想定した中四国の緊急援助隊の訓練がございました。そちらの方に救急隊を1隊派遣して、訓練をさせております。

また、去年は松山市で開催されました大規模テロを想定した訓練ですけれども、こちらにまた救急隊のほうも派遣するなど、資質向上に、現在取り組んでおります。

また、消防、警察、現場に派遣される医師を中心としましたDMAT、こちらと関係の連携強化を目的とした医療研修、さらには大規模災害を想定した研修など、多くの研修に、現在、職員等を派遣して、品質の向上を図っているところでございます。

課題といたしましては、規模の大きい消防につきましては、救急隊が専任化されておきまして、救急だけという業務もできるんですけども、やはり小規模な消防につきましては、当然、救急以外の業務を兼務しておりますので、救命士以外の救急隊の資質向上であったり、そういったところが、今後の課題かと思っております。

以上です。

議長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 救急活動におきまして、傷病者の情報は、主に口頭で聞き取りを行っているとお聞きしております。

現状では、傷病者本人や、家族と関係者が、病歴や受診した医療機関などを覚えていないといったことも少なくないと考えます。

教育現場でマイナンバーカード活用が進めば、より迅速、円滑な救急活動が期待できるものと考えますが、今後の活用状況、そして本町におけるマイナンバーカードを活用した救急業務、その課題についても、お聞きをしたいと思います。

議長 (大野消防本部消防長を指名)

消 防 長

岡部議員の質疑にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、救急の現場では、情報提供に困難をきたす傷病者というのは、実際、おいでます。

早期にそういった正確な情報を収集する目的で、現在、総務省、消防署のほうで、マイナンバーカードを救急隊が読み取って、受診歴であったり、服用している薬、また手術歴などの診療情報を閲覧できるシステムの導入を進めております。

令和4年度に全国6の消防本部、30の救急隊で実証実験を行いまして、その結果を検討いたしまして、正式な実証事業が令和6年度、全国約50の消防本部、300隊ぐらいになると思うんですけれども、そちらで前期、後期に分かれて実証実験が行われる予定となっております。

その結果を踏まえまして、今後の方向性が決まるものと認識しておりますが、現在のところ、本格的な運用は、令和7年度の見込みとなっております。

なお、このシステムを導入する場合につきましては、当然、利用料であったりとか、通信費、保守点検、こういったものが、各消防本部の負担となるような見込みでございます。

以上です。

議 長

岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えておりますが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員

今、消防長が言われましたとおり、やはり消防の上部団体においても、今後のマイナンバーカードなどを取り組むことによって、救急業務に相当貢献ができるということでございます。

ここでお聞きしたいのは、このマイナンバーカード、徐々に広範囲な形で利用が可能ということですが、こういった状況を、役場の中でどのように連携されているのでしょうか。そして、命を守るためにも、急がなければならないマイナンバーカードの必要性、こういったところも、住民に対しての周知を行っ

ていく必要があろうと思いますが、この辺の取組を急がなければならない、そういう認識はお持ちなんでしょうか、副町長にお聞きします。

議 長 (佐藤副町長を指名)

副 町 長 岡部議員の質疑にお答えをしたいと思います。

岡部議員が言われますように、消防長も答弁していますけれども、マイナンバーカードの活用というところの重要性というところは、特に、救急搬送等、住民の命に関わる場所というのは、非常に重要だと思いますし、現在のDXの世の中の中で、そういうシステムというのは、非常に重要だというふうに思っています。

そういった中で、マイナンバーカードの活用、国のほうが主導で進めておりますけれども、それに対して、自治体独自で、どういう利用の方法があるのかとか、まだまだ正直、不勉強なところありますけれども、今まではマイナンバーカードの普及とか、そういったところを中心にやっていたけれども、次の段階の利用していくというところでは、岡部議員が言われた、緊急性のあるものというのは、さらに威力を発揮するというふうに認識しておりますので、これはやはり、本町だけで取り組むというところでは、大きな課題だとは思いますが、全国での動きとか、それからあと、消防本部の動きとか、いろんなところは、やっぱり役場内連携して、共通の認識を持って、事務にあたっていくたいというふうに思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 9款消防費なんですけど、危機管理ということで、災害対策に関連してお伺いいたします。

本年の4月から、介護事業者に対する災害時の事業継続計画、いわゆるPCBというやつが義務化されるそうなんですけれども、これを作って、災害など

の緊急事態に備えなければならなくなります。

現在のところ、4月からの義務化は、どうも介護事業者だけのようですけれども、これに限らず、発災時に、町民にとって必要な事業を行う町内の各事業所においては、緊急時に事業縮小を余儀なくされないために、このBCPを準備しておいて、事業の継続や早期の復旧を図ることが重要になってくるのかなというふうに考えます。

作成にあたっては、災害対応、対策に関する専門的な知見等も必要になってくると思うんですけれども、町内の事業所に対する、こういったBCP作成の支援、あるいは相談体制について、現在、何か確立されておられるのでしょうか、お伺いいたします。

議 長 (木下総務課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

BCP、いわゆる業務継続計画でございますけれども、それについて、町のほうでは、既に五、六年前に策定済みでございますが、現在、議員言われましたように、民間企業者への義務づけも進んでおるところでございます。

現在までも、介護事業者のほうから、BCPの策定に当たりまして、問い合わせですとかあったこともございますので、その都度、適切な支援も行ってきております。

今回、そういったこともございますので、それぞれの事業者への周知も含めて、支援等も行う必要があるというふうに考えております。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 関連しまして、もう一つなんです、災害時に民間団体やほかの自治体、ボランティア等も含めますけれども、災害復旧支援に係る人的応援を円滑に受け入れて、効率的な運営ができるように、その具体的な運用手順とかルール、そういうのを定めた災害受援計画というものを、計画を策定している自治体があ

りまして、公開もされているところございますけれども、本町、今、パソコンとかで探してみても、特にヒットするところがないんですが、このことについて、しっかりと策定されているのか。そして策定されているのであれば、広く公開をして、うちの町は、発災時には、こういう形で人的支援、そういったものを受け入れるというふうなことを、皆さんにお知らせする必要があると思うんですけれども、その辺りいかがでしょうか。

議長 (木下総務課長を指名)

木下課長 大原議員の質疑にお答えいたします。

災害時受援計画ですけれども、本町では、既に平成3年に策定をいたしております。

内容につきましては、議員が今、言われました内容ですとか、あるいは事業者等と、災害時の協定を結んでおりますけれども、その事業者との活動の流れですとか、そういったものを示したものになります。

これについて、策定はしておりますけれども、議員が言われましたように、十分な周知ができていないところもございますので、その辺り、見直しも含めながら進めていく必要があるかというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、10款教育費の43ページ。

(なしの声)

議長 44ページ。

(なしの声)

議 長 45 ページ。

(大原貴明議員を指名)

大原議員 続けてで、失礼します。

44 ページ、上浮穴高等学校振興費について、お伺いします。

上浮穴高校、何としても存続させるということで、町と議会は一致した見解であると思うんですけれども、全国公募開始にあたって、寮の建設も実施されたところなんです。

先般の決算委員会で、私、意見を出しましたけれども、上高の星天寮に関しては、当初、森林環境課の全国公募を視野に入れた形で計画されたと思うんですけれども、今、普通科ということで、その当時、計画されたものよりも、多くの希望者が来る可能性もあると思います。

今年はちょっと少なかったんじゃないかなと思うんですけれども、場合によっては、部屋数の不足が、今後、懸念されるんじゃないかというふうな意見を出させていただきました。住む場所がないから、受験希望者に考慮してもらおうというようなことは、やっぱり避けていかなければならないと思うんですけれども、新年度に向けまして、これから先のことを考えて、何か検討を加えるおつもりがあるのかをお伺いいたします。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 大原議員の質疑にお答えいたします。

今年度、希望者の状況が固まりまして、何とか来年度につきましては、まず再編計画に引っかからない、何とか人数をクリアしたという状況ですけれども。

そこで、大原議員御指摘のように、今後、寮定員がオーバーするような事態になるんじゃないかという御心配ですけれども、教育委員会もその心配を持っておりました。

来年度につきましては、県外生が、今、定員10名ですけれども、その10名を下回った、まだ公表できないというようなことで、具体的なところは申し上げられないんですけれども、定員10名を下回っての県外生というようなことですので、何とか対応はできようかと。

それに加えて、町外の入学生、特に通学困難な、バス通でも難しいという、何とか寮にという生徒がどのぐらい入るかという見通しですけれども、これも現在、空き部屋と考えられる人数とで、何とか6年度に関しては、クリアができております。

それで、7年度以降ですけれども、やはり御指摘のように、若干の増築が必要なかなというような見通し持って、計画を進めていかなければならない、そんなことを考えておりますし、民間の宿泊施設等も、現在、幾つか検討をしておるところもございます。

しかし、管理場所が増えるということは、高校にとりましても、教育委員会にとりましても、負担が大きくなってまいりますので、できれば今後、増築というようなことで対応しなければならないかな、そんなところは思っているところです。

以上です。

議 長 (大原貴明議員を指名)

大原議員 分かりました。

全国公募に向けては、やはり寮の存在というのは、非常に重要だと思うので、しっかりと検討をしていく必要があると思います。

今は、その寮の全国公募の生徒なんですけれども、最近、若い方、私も中学生の娘がいますけれども、話を聞くと、町の上高の振興対策は、全国公募でよそから呼んでくることには非常に目が向いているんだけど、町内からの進学を増やすことに、あまり目が向いてないんじゃないかというような意見がございます。

やっぱり町内の進学者、町内の美川中学校、久万中学校からの進学率が非常に低いというのが気になるところなんですけれども、これはやっぱり、今後

向けては、そこをどうにかして上げていく必要があるんじゃないかなと思います。

若いお父さんお母さんであったり、あるいは、もう小学生の時点から、上高は、こういうところになったら行かせたいんだよ、行きたいんだよという意見を持たれている方もいらっしゃると思います。そこを早めに、意見を聞く場というのを設置するなりして、こうすれば上高が魅力的になるんだよというような意見を取り入れる努力を、本当に早い段階にするべきだと思うんですけども。

来年度、新年度からでも、そういった場、設置しなくてはならないんじゃないかなと、私は考えるんですけども、教育長いかがですか、このあたりは。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 大原議員の質疑にお答えをいたします。

御指摘のように、県外生には、寮を建設いたしまして、十分な対応ができていくかと思うんですけども。

それから、町外の子供たちには、学校給食の提供で、一つの、学校給食という魅力を提供することができました。

それじゃあ、町内の子供たちにはというふうなところが、これからの大きな課題であろうというふうに、御指摘のように捉えております。

それで、先般も、議会でも議論させていただきましたけれども、公営塾などは、これから町内の子供たちに、魅力のある公営塾にしていく、これは大事なことかなというふうに思っております。

今年度の久万中学校、それから美川中学校の卒業生の上高への進学状況を見てみますと、久万中学校も50%に近い数字が出ておりましたし、美川中学校も、母数は小さいんですけども、割合はわずかに増えておるように思います。具体的に言うと、4割程度の子供たちが、上高への進学を目指してくれております。

そんなことで、町内の子供たちも、徐々に目が向き始めたというふうなところが見えているんじゃないかなというふうに思うところです。

以上です。

議長 よろしいですか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 小学校振興、あるいは中学校振興、全てに関係しようかと思うんですけども、SDGs目標4の、質の高い教育をみんなに、こういったことを教育委員会も推進されていると考えますが、推進の中の三つの側面として、一つには、あらゆる人に対する教育、2つ目が、生涯にわたっての教育、3番目が、質の高い教育などが明記されていますが、この3番目の質の高い教育推進予算の内容について、お聞きをしたいと思います。

併せて、推進内容と、個別の達成率、これについてもお聞きをしたいと思います。

議長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 岡部議員の質疑にお答えいたします。

質の高い教育を目指すということで、少額ではありますが、大きく2点の予算を計上しております。

その1点目といたしまして、愛媛新聞forスタディ、これにつきましては、タブレットを使用して、Webによって、現在や過去のニュースを学ぶ学習、また、ワークシートを利用し、学び、考えることができるものでございますが、その費用といたしまして、44万円を計上しております。

2点目になりますが、ライフイズテックレッスン、これは中学校技術科のプログラミング教育となります。

こちらに取り組む費用といたしまして、15万6,000円の予算を計上しております。

次に、これに係る内容と達成率でございますけれども、まず、愛媛新聞forスタディですけれども、こちらは人数等が少ない本町の児童生徒にとって、

他の人の考えに触れたり、自分の考え、ほかの人との考えを比較したりすることができにくい状況となっております。

そこで、この愛媛新聞 f o r スタディの利用により、多面的に課題を捉え、解決する力を養うことを目的としまして、取り組んでおります。

数値的な達成率のお答えは非常に難しいものがありますが、成果といたしましては、総合的な知識、理解、そして資料活用能力、また、筆者の意図を読み取る力などが、身につくつございます。

また、発展的に新聞づくりに取り組むなど、情報発信力の向上にも効果が出ている状況でございます。

次に、ライフイズテックレッスンでございますが、こちらも、本町のような小さい町では、中学校の全教科免許保有担当者が配置されることが少ない状況でございます。特に、技術家庭科におきましては、ここ10年以上、免許外担当教員が指導しております。

技術分野におきましては、近年、プログラミング教育の充実を求められておりますが、免許外の教員の専門的指導の困難さが増加傾向にあります。そこで、このプログラミング教育に取り組むことによりまして、こちらも達成率のお答えは非常に難しいものがございますが、実際の事業で実施していくことに、開発していくことによりまして、成果といたしましては、教える側の質の向上だけでなく、生徒のプログラミングの能力の向上も表れてきている状況でございます。

以上です。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 局長が説明する間、教育長も心地よいような感じであれでしたが、ここで、結構長い文章を読み上げられたようですけれども、その成果というのは、どのようにして把握されるんですか。

議 長 (中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 岡部議員の質疑にお答えします。
成果といいますのは、学校教育支援員がおりますけれども、そちらのほうに取組、また結果のほうを確認してございます。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 今、本当に今どき、このSDGsもそうなんですけれども、質の高い教育というのは、本当に全国的に言われておりますけれども、今聞いたお話ですと、支援員に丸投げして、支援員に調査させて、それで質の高い教育が達成された。率ははっきりは申し上げられないという。

正直言って、質の高い教育というのは、項目だけで、全く中身が感じられないんですけれども。

教育長さん、これ本当に質の高い教育というのは、どういう姿が、姿と言いましょうか、どういう教育内容が質の高い教育なんでしょうか。

もう一度、教育長のほうから説明いただけませんか。

議 長 (小野教育長を指名)

教 育 長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

質の高い教育というところですけども、文部省のほうは、個別最適な学習というようなことを大きな目標にしておるわけですが、そこに、本町では、小規模のよさを生かしたというところを加味しながら、この点に取り組んでおります。

それで、目標チャレンジ制度というのがございまして、これは県下で取り組んでおるところですけども、本町もその中に入っております。

目標チャレンジシートを使って、各校長がそれぞれ細かな目標を立て、そして上半期、下半期、教育委員会と面談をし、その判定をしていきます。

その結果は、県教委のほうにも反映をしていくわけですけども、例えば、確かな学力の充実と向上とか、特別支援教育、人権教育の充実だとか、るる、それぞれ校長が、三つから四つの大きな目標を立て、それをチェックしながら、

そして上半期と下半期でそれを査定していくと。そうした取組を続けております。

かなりきめの細かいチェックができておろうかというふうに思っております。なかなか数値で、幾ら幾らというのは出ませんが、評価を加えながら、チェックをしておるところでございます。

そうしたことで、質の高い教育を目指しているというようなことが、言えようかと思っております。

以上です。

議長 岡部議員の本件に関する質疑は既に制限回数3回を超えていますが、会議規則第55条ただし書の規定によって、特に発言を許します。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 もう時間がないので最後にしますが。

まだまだ質の高い教育を目指していると、内容が私にはよく理解ができません。私も勉強していかなければいけないと思っております。

発達障害のある幼児、児童、生徒への支援として、個別の指導計画及び個別の教育支援計画、これらを踏まえ、校内委員会や特別支援教育コーディネーターにより、対応されていると考えますが、活動におけるPDCAサイクルや、現状の課題をお聞きします。

また、質の高い教育推進に向けた有利な財源として、自治体で、近年活用されているSDGs債、そういったものの存在がありますが、これらを活用した検討は行っていますか。簡単にお答えください。

議長 (小野教育長を指名)

教育長 岡部議員の質疑にお答えをいたします。

個別の指導計画、個別の教育支援計画でございますけれども、これ満5歳の、5歳児健診を受けて、そこから個別の指導計画に結びついていく活動が始まり

ます。

そして、個別の就学相談を開始して、就学体制を整備し、そして6歳を迎え、入学してくるということなわけですけれども、そこに発達支援巡回指導員、これが9名、本町にはございます。そして、その巡回指導員が、それぞれ学校の特別支援教育コーディネーターとともに、個別の指導計画を立て、個別の教育支援計画を立案していきます。そこに巡回指導員を、一人一人に関わって、個に応じた個別の計画ができるということになるわけですけれども、町内では、そうした満5歳からの健診結果を受けながら、小学校、中学校と進んでくるわけですけれども、その中に、教育相談委員会を設けております。そして、教育支援委員会を持っております。

それから、通級指導判定会というのも持っております。そして、特別支援連携協議会を持ち、特別支援に関しては、かなり全般をここで網羅できるかと思っております。

それから、発達支援巡回相談も行っております。

さらに、各学校には、そうした個別に対応できる支援員を配置しておりますので、かなりきめの細かい特別支援教育が実施をしておると。これは、他町と比べても、胸を張って、特別支援教育やってますよというようなことが言えるんじゃないかなというふうに、自負しているところです。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

46ページ、ありませんか。

(なしの声)

議長 続きまして、11款災害復旧費、47ページ。

ありませんか。

(なしの声)

議 長 1 2 款公債費、ありませんか。

(なしの声)

議 長 1 4 款予備費。

(なしの声)

議 長 全体を通して質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 7 号は、所管の常任委員会に付託することに決定しま
した。

議 長 ここで 1 0 分間、休憩いたします。 (午後 3 時 4 0 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 3 時 5 0 分)

議 長 日程第 2 0、議案第 1 8 号「令和 6 年度久万高原町国民健康保険事業特別会

計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中住民課長を指名)

沖中課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第21、議案第19号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業
特別会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

| | |
|-------|---|
| 西村事務長 | 議案に基づき説明 |
| 議 長 | <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑される方はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした と思いますが、これに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第19号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決 定しました。</p> |
| 議 長 | <p>日程第22、議案第20号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業 特別会計予算」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>(沖中住民課長を指名)</p> |
| 沖中課長 | 議案に基づき説明 |
| 議 長 | <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑される方はございませんか。</p> |

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第23、議案第21号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計予
算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長 日程第24、議案第22号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計予
算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 22 号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 25、議案第 23 号「令和 6 年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第 26、議案第 24 号「令和 6 年度久万高原町分譲宅地造成事業特別会

計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第27、議案第25号「令和6年度久万高原町立病院事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議 長

日程第28、議案第26号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計
予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(西村病院事業等統括事務長を指名)

西村事務長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
いと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。

議長 日程第29、議案第27号「令和6年度久万高原町簡易水道事業会計予算」
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 日程第30、議案第28号「令和6年度久万高原町下水道事業会計予算」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(辻本環境整備課長を指名)

辻本課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 28 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議 長 ここでお諮りします。
時間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、時間延長することに決定しました。
会議を続けます。

議 長 日程第 31、議案第 29 号「おもご高齢者生活支援ハウスの指定管理者の指定について」を議題とします。
地方自治法第 117 条の規定により、議長が除斥となりますので、退席をいたします。
副議長と交代のため、暫時休憩いたします。 (午後 4 時 48 分)

(休 憩)

副 議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後 4 時 49 分)

副 議 長 提案理由の説明を求めます。

(西森保健福祉課長を指名)

西森課長 議案に基づき説明

副 議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

副議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにした
と思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

副議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第29号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決
定しました。
玉井議長の入場を認めます。
議長と交代のため、暫時休憩いたします。 (午後4時51分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (午後4時52分)

議長 お諮りします。
日程第32、議案第30号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さん
さん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」から、日程第35、
議案第33号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定につい
て」までの4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第33号までの4件は、一括議題とすることに決定しました。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

質疑は1件ずつ行います。

まず、議案第30号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第31号「久万高原町交流拠点施設道の駅「天空の郷さんさん」地域食材展示即売施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第32号「柳谷農産物直売所の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
続きまして、議案第33号「久万高原町農村活性センターみかわの指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第30号から議案第33号までの4件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第30号から議案第33号までの4件は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

議長 お諮りします。
日程第36、議案第34号から、日程第39、議案第37号までの指定管理者の指定に関する4件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号から議案第37号までの指定管理者の指定に関する4件を一括議題にすることに決定しました。
地方自治法第117条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議長 各議案について、提案理由の説明を求めます。

(渡部ふるさと創生課長を指名)

渡部課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑は1件ずつ行います。

議案第34号「久万高原町レストラン湖畔やなだにの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第35号「久万高原町姫鶴荘の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第36号「久万高原町姫鶴平コテージの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
続きまして、議案第37号「久万高原町淡水魚加工施設の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
お諮りします。
議案第34号から議案第37号までの4件については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号から議案第37号までの4件は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。
高橋 誠議員の入場を認めます。

(高橋 誠議員入場)

議長 日程第40、議案第38号「久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について」を議題とします。
地方自治法第117条の規定により、高橋末廣議員、阪本雅彦議員、森 博議員、西山清一議員の退場を求めます。

(高橋末廣議員、阪本雅彦議員、森 博議員、西山清一議員退場)

議長 提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。
これより、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論を終わります。
これより採決します。
お諮りします。
議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第38号「久万高原町久万農業公園の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。
高橋末廣議員、阪本雅彦議員、森 博議員、西山清一議員の入場を認めます。

(高橋末廣議員、阪本雅彦議員、森 博議員、西山清一議員入場)

議 長

お諮りします。

日程第41、議案第39号から、日程第43、議案第41号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号から議案第41号までの指定管理者の指定に関する3件を一括議題にすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議案第39号「久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第39号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第39号「久万高原町直瀬ふもと友愛館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 議案第40号「西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号「西明神高齢者創作館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 議案第41号「柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第41号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号「柳井川幸齢者創作館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長 日程第44、議案第42号「久万高原町四国カルスト牧場の指定管理者の指定について」を議題とします。

地方自治法 117 条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議 長 提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

高橋 誠議員の入場を認めます。

(高橋 誠議員入場)

議 長 日程第45、議案第43号「農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(菅農業戦略課長を指名)

菅 課長 議案に基づき説明

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「農村集落古味多目的施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

お諮りします。

日程第46、議案第44号及び、日程第47、議案第45号の指定管理者の指定に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号及び議案第45号の指定管理者の指定に関する2件を、一括議題にすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、高橋 誠議員の退場を求めます。

(高橋 誠議員退場)

議 長

各議案について、提案理由の説明を求めます。

(小野林業戦略課長を指名)

小野課長

議案に基づき説明

議 長

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、1件ずつ質疑を行います。

議案第44号「林業研修センターの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

続きまして、議案第45号「久万高原町やなだにさんさんドームの指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案については、総務文教厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、総務文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

高橋 誠議員の入場を認めます。

(高橋 誠議員入場)

議長 日程第48、議案第46号「久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

(中川教育委員会事務局長を指名)

中川局長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
議案第46号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号「久万高原町公民館分館の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第49、諮問第1号及び日程第50、諮問第2号の人権擁護委員の推薦に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御意見ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員の推薦に関する2件を、一括議題にすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」です。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和6年3月5日提出。久万高原町長。

住所は、久万高原町露峰甲318番地の1号。

氏名、住野秀志。

生年月日、昭和33年9月10日。

提案理由は、令和6年6月30日付で任期満了による再任です。

提案理由ですが、今回の推薦は、令和6年6月30日付で、3年間の任期満了に伴うものです。

住野秀志氏は、令和3年に就任されて以来、地域住民のために、積極的に人権思想の普及高揚に努め、活躍されておられます。

つきましては、今回、再任として推薦するものであります。

続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」でございま

す。

住所は、久万高原町中組1093番地 昼野住宅1号。

氏名、西森 稔。

生年月日、昭和33年5月5日。

提案理由、令和6年6月30日付で、前任者 近藤信茂氏の退任による。

提案理由ですが、今回の推薦は、6月30日付で、前任者 近藤信茂氏が任期を満了し、退任されることとなったことから、今回、後任として、西森稔氏を推薦するものです。

西森氏は、長く町職員として努められ、行政現場での経験が豊富で、地域の人望も厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても、深く理解があり、適任と考えております。どうぞよろしく申し上げます。

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、適任と答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と答申することに決定しました。

議 長 続きまして、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」、質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決します。
お諮りします。
諮問第2号は、適任と答申したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、適任と答申することに決定しました。

議 長 日程第51、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題としま

す。

お諮りします。

議会運営委員長から、久万高原町議会会議規則第75条の規定により、別紙のとおり本会議の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出がありましたので承認したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」は、承認することに決定しました。

議長 本定例会の付託議案については、各委員会は会期中に審査し、3月15日の本会議で委員長報告をお願いします。

お諮りします。

本日の会議はこれにて散会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれにて散会することに決定しました。

本日は、これで散会します。 (午後5時38分)

なお、明日7日は、午前9時30分から、総務文教厚生常任委員会、翌日8日は、午前9時30分から、産業建設常任委員会を、久万町民館2階議員控室で開催して、付託議案の審査をお願いいたします。

また、3月15日は、午後1時30分から開会いたします。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員